

上草

●目ごろの備え
早めの避難を…P2

●特集 いつまでも
元気に楽しく…P4

●平成27年度施政方針…P10

●市長室なう…P15

●平成27年度予算…P16

●まちのわだい…P18

●生涯学習・図書館だより…P20

●健康ガイド…P22

●市立病院だより…P24

●お知らせ…P26

「願いごと叶うかな？」
「うん、きっと」 —七夕

「緊急情報メール」にご登録ください

1 ケータイから、**emg@gw.ansin-anzen.jp** に空メールを送信します。

※空メールとは・・・
件名、本文を入れずに送信するメールのことです。
※スマートフォンでの空メール送信は件名に任意の1文字(あ等)を入力してください。

QRコード

「緊急情報メール」
本メールは上天草市の皆さまに迅速かつ正確に緊急情報をお知らせするメールシステムです。
仮会員登録が完了しました。下記のURLを開き登録画面へお進みください。
<http://gwansin-anzan.jp/m/auth/index/id/812271/key/guid=on>
尚、記載URLは1日間で無効になります。無効になった場合は再度お送りください。

「登録画面表示 サンプル」

2 登録フォームが返信されます。ここ(URL)をクリックしてください。

※返信がない場合は携帯の指定受信設定をお願いします。下記【注意!!】を参照ください。
※URL付メールを拒否していると返信が来ない場合があります。

3 「本登録画面へ」ボタンをクリックし、出てきた画面(左図参照)の登録項目を入力し最後に「登録」ボタンを押してください。

※登録状況が把握できるよう、実名での登録をお願いします。
※お名前等の本登録がない場合はメールが配信されませんので、必ずお名前等の入力をお願いします。

注意!! 「空メール送信後、返信が来ない」等の理由で、空メールを2回以上送信された方へ！
空メールの送信後返信されてきた画面の下部に「登録内容確認&変更」「配信再開」と表示される場合があります。その場合必ず「配信再開」ボタンを押してください。この作業を行わないとメールは配信されません。

このボタンを押し、内容を確認後、再度登録ボタンを押してください。

6.11 大雨被害



いつくるかわからない災害…
日ごろの備え、早めの避難を

▲3号橋付近 土砂崩れ

6月11日、午前7時から9時にかけて豪雨となりました。市内では大矢野町を中心に被害が発生。
土砂崩れや冠水による通行止めは、国道4カ所、市道、県道などは24カ所にのぼり、その他、土砂崩れによる家屋の損壊や床上・床下浸水、断水など多くの被害がありました。
これから、台風が多くなる時期を迎え、いつ災害が起こるか分かりません。日ごろから災害に備え、災害時には自らの安全を守ることを求められます。
最新の気象情報入手し、早めの安全対策に努めましょう。



▲江後郵便局付近 冠水

予防的避難をお願いします

市では、熊本地方気象台が発表する「大雨情報」や「台風情報」に基づき、災害が予想される場合は、明るいうちからの避難を呼びかけ、次のとおり避難所を開設する予定です(避難所は状況に応じて変更することがあります)。開設する際は防災行政無線や、緊急情報メール、市ホームページなどでお知らせします。
※避難所を利用の際は、食料やタオルケットなどを持参してください。

対象地域	大雨	台風
大矢野町	大矢野老人福祉センター、維和出張所、湯島よんなっせ	大矢野総合体育館、維和出張所、湯島よんなっせ
松島町	松島庁舎、教良木河内交流センター	松島庁舎、教良木河内交流センター、樋合体育館
姫戸町	姫戸統括支所	姫戸統括支所
龍ヶ岳町	龍ヶ岳統括支所	龍ヶ岳統括支所、大道老人福祉センター、樋島公民館



▲大矢野庁舎付近 冠水



▲維和梅の木 土砂崩れ



高齢化が進む日本。

全国では、独居老人の孤独死、老々介護の増加、認知症が原因とみられる行方不明者の発生など、さまざまな問題が顕在化してきました。

しかし、こんな世の中になっても、やっぱり好きなことをして楽しく暮らしたい！いつになっても元気なままで、今の生活を送りたい——誰もが願っていることだと思います。

どうすれば、いつまでも元気で楽しく過ごすことができるのでしょうか。高齢者自身ができること、まわりの人ができることをもう一度考えてみませんか。

大矢野町維和に、2人で仲良く暮らす、元気な夫婦がいます。小幡松雄さん（98歳）とシズエさん（89歳）です。

松雄さんの日課は、近所の神社までお参りに行くことです。午前8時から約1時間半かけて神社まで、ゆっくりと杖をつけて歩きます。「53歳の時に脳出血で倒れ、左半身が不自由になりました。それからお参りに行くようになり、約40数年、雨の日以外は毎日続けています」と松雄さん。他にも、食べることも好きだと

いう松雄さんの好物は「肉」。また、楽しみは、テレビを見ること、週2回通うデイケアサービスマッサージ機に体をもみほぐしてもらうことだそうです。

一方、妻のシズエさんは、料理などの家事の他、畑仕事、花の世話、近所のお友達とおしゃべりで「毎日が忙しい」と笑って話します。特に、花を育てることが好きだというシズエさんは、「きれいに咲いたら近所のお友達に配るんです。喜んでもらえることが嬉しくて」とにっこり。

二人は、70年近く連れ添った今でも冗談を言い合ったり、時にはケンカもしながら楽しく過ごしています。シズエさんは、「今は、子どもや孫、ひ孫まで私たちをかわいがってくれるので本当に幸せ」と言います。

健康と長生きの秘訣を聞くと「楽しいことをすること」と即答。目標は、「病気をせず、このままいつまでも2人元気でいること」と、2人は笑顔で話しました。

■問合せ先
上天草市地域包括支援センター
☎ 0969 (28) 3378

介護予防

人生をできるだけ長く健康に過ごし、介護を受けずに自立した生活を送りたい。健康長寿は誰もが願っていることです。要介護状態になることを防ぎ、高齢になってもイキイキと過ごすために日頃から心掛けるべき介護予防のポイントを、介護支援専門員の坂田さんに聞きました。

簡単なことでいいんです 家庭での役割をもってください

65歳くらいからは、多くの人が仕事をしなくなる年代です。介護予防のために高齢者やその家族に2つのアドバイスがあります。

1つ目は、「家庭で役割をもつこと、地域の人と関わること」です。例えば、洗濯物をたたんだり、庭の草引きをしたり、歩行が困難な人であれば電動カーで買い物に行ったり。簡単なことでいいんです。誰かに必要とされていれば気持ちが変わります。なので、いつもご家族には、介護が必要になっても何か役割を与えるように伝えています。人から役割を奪ってしまうと、何もすることがなくなり、要介護状態が進んだり、「閉じこもり」にもつながります。「閉じこもり」を避けるためにも、近所の人や老人会の人たちと一緒にカラオケやグラウンドゴルフを楽しむなど、人との関わり合いを持つことが非常に大切です。

2つ目は、「定期的に健康診断を受け、かかりつけ医を持つこと」です。人は年を重ねると病気にかかりやすくなります。若いうちから定期的に受診し、悪いところがあれば、早期から治療することが肝心です。また、かかりつけ医を持ち、何でも相談できる信頼関係をつくることも重要です。先生から直接生活指導を受けることができ、生活習慣病の予防にも繋がります。

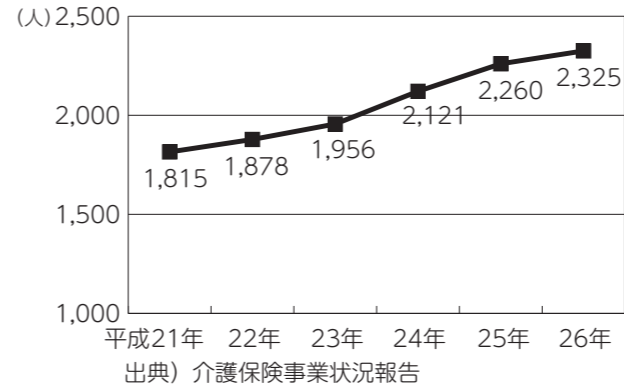


上天草市介護支援専門員連絡協議会
坂田秀幸さん (大矢野町)

平成26年度から上天草市介護支援専門員連絡協議会の会長を務める。現在は、居宅介護支援センターひかりの園に勤務し、ケアマネジャーとして介護相談などに応じている。介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士の資格を持つ。

これから上天草市では高齢化がさらに進み、数年後には人口の半分は65歳以上の高齢者になります。その時にどうするのか考えても遅いです。この先、入所施設や入院できる病院が急激に増えることはないでしょう。さらに施設の入所費も高額化していくことが考えられます。今のうちから、みんなが介護予防についてよく考え、できることから実践していくことが求められます。

上天草市の要介護（要支援）認定者数の推移



全国平均を大きく上回る認定率
上天草市の人口は、平成27年3月末現在で2万9426人。そのうち、65歳以上の高齢者は1万477人で、総人口に占める割合は35・6%となっており、年々高齢化率は上昇しています。また、高齢者数は横ばいであるにもかかわらず、要介護認定者数は増加しており、特に、要支援2、要介護1および2の増加が目立ちます。要介護1の増加

このまま要介護・要支援者が増え続けると、本人だけでなく介護する側の肉体的・精神的な負担が問題となるほか、介護サービスの利用増大によりサービスにかかる費用がかさみ、介護保険制度を圧迫することで、最終的には介護保険料の引き上げという事態につながりかねません。そこで、重要なことは「介護予防」です。介護予防とは、要介護状態とならないようにし、介護が必要な人も介護状態の軽減や、悪化の防止に取り組むことです。

は、認知症の認定者の増加によるところが大きいと考えられます。また、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に占める要介護・要支援認定者の割合（認定率）は、平成21年に17・9%でしたが、平成26年は22・3%となっており、右肩上がりとなっています。これは、全国平均の17・8%を大きく上回る結果です。

やっぱり「介護予防」なんです



みんなで楽しく
介護予防活動



あっぷあっぷさろん



体操ももちろんためになるばってん、みんなとおしゃべりして笑うことが楽しか〜

参加者
泉田イト子さん (松島町)

上天草市では、介護保険の認定を受けていない人を対象に、介護予防教室「あっぷあっぷさろん」を各地区で開催しています。教室では、月に2回、地域の公民館などに集まり、血圧測定や手遊び、ゲーム、歌、簡単な体操などを行います。また、地域によっては、住民が主体となつて生きがいや仲間づくりを行い、介護予防を行っているところも出てきています。認知症予防、ひきこもり防止のためにもぜひ参加してみてください。

さあ、はじめましょう

介護の方法を学ぶ。

「家族介護教室」

高齢者を介護しているご家族が、介護技術の習得や介護者同士の仲間づくりができるように、各町で家族介護教室（年3回）を開催しています。食事、排泄、移動の介助方法や専門家からのアドバイスも聞ける教室です。介護が必要な家族を抱える人たちの身体的、精神的な負担を少しでも軽くします。

介護中の人や、将来の介護に不安がある人など、興味がある人は、お問い合わせください。



■問合せ先 各町の在宅介護支援センター
☎8ページ参照

認知症を知る。見守る。

「認知症サポーター養成講座」

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。声を掛けたり、認知症の人や家族の話し相手となるなど、適切な対応をすることが認知症の人や家族の大きな支えになります。

講座を受けたい人はご連絡ください。地域に出向いて話をします。現在、受講団体を募集しています。（29ページ参照）



■問合せ先 上天草市地域包括支援センター
☎0969 (28) 3378



支える側、 支えられる側、 それぞれができることを



思いがけない病気やけがなどで、今までできたことができなくなったり、自分ではまだ大丈夫と思っても、いつの間にか気が付くときけないということ、年を重ねることに増えていくかもしれない。しかし、これから先の人生を楽しく、自分らしく、生きていけるかは、元気な今から行動するかどうにかかっています。自分で身の回りのことができる元気な人は健康を維持するために、できることを続けていくことが大切です。生活機能の低下が気になる人は、日ごろの心掛けで状態を改善できる可能性があります。実際に介護予防サービスを利用していった人が回復したというケースもでてきます。

これから高齢者を支えていく若い世代は、高齢者に興味を持ち、一緒に何かに取り組むことで、お互いが「つながる」可能性が生まれます。

いつまでも元気で楽しく暮らしていくために、今できることから始めてみませんか。

―特集―いつまでも元気に楽しく―
終わり

地域で守る

今後、高齢化の進展とともに認知症になる高齢者の増加が見込まれ、もはや家庭だけ高齢者を支えていくことが困難な状況になりつつあります。この問題を解決するために、今、地域全体での取り組みが求められています。高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるための支援を行っている、松島在宅介護支援センターの荒木さんに話を聞きました。

お年寄りに興味を持ってください そして、見守ってください

在宅介護支援センターは、地域住民に最も身近な場所です。お年寄りや、介護をしている家族に対する保健・医療・福祉の総合相談窓口としての役割を担っています。相談内容は、さまざま、介護のことに限りません。例えば、「親に認知症の症状が出てきたかもしれない」という相談もあります。その場合は、まず自宅を訪問し、本人と家族に会い、実態を把握した上で本人の状況に応じて適切な機関におつなぎしています。

今、認知症の高齢者の徘徊が、社会的に問題になっていますが、上天草市でも実際に表面化しているものだけみても増加しています。ただ、この問題は、家族だけでは解決できません。地域の目がとても重要です。まずは、地域の人に認知症を理解してもらうことが第一歩です。そして、もし、徘徊している人を見かけたら、声を掛けたり、普段から見守ってあげてください。センターでも、気になる人がいる時は、地域の民生委員さんや、区長さんに定期的に訪問してもらうようお願いしています。そのようにして、できるだけ地域と連携してその人と関わるようにしていますが、“ちょっと様子がおかしい”などという微妙な変化は、センターだけでは発見できません。やはり、普段近くにいる地域の人でないと分かりません。

特別なことをしてほしい訳ではないんです。お年寄りの存在を意識して見てほしい。地域全体で見守ることがなにより大事です。



松島在宅介護支援センター
荒木てるみさん（大矢野町）

平成4年から在宅介護支援センターに勤務。現在、センター長として、お年寄りやその家族からのさまざまな相談対応にあたる。介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉主事などの資格をもつ。

困りごとの相談に対応します。
ささいなことでも、まずはお気軽にご相談ください。

- 各地域の在宅介護支援センター
- 大矢野 ☎0964 (56) 0119
 - 松島 ☎0969 (56) 2119
 - 姫戸 ☎0969 (58) 3633
 - 龍ヶ岳 ☎0969 (62) 1124



平成27年度

施政方針

堀江市長は、平成27年6月市議会定例会で平成27年度の施政方針を示しました。



※全文は市ホームページに掲載しています。

我が国では、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立・施行されました。

地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていくため、国と地方が力を合わせて取り組んでいくことが重要であり、地方は、地方の自立につながるよう、地方自らが考え、責任を持って地域の実情に応じた「総合戦略」を推進し、国は伴走的に支援する

こととされています。

本市でも、国の地方創生に歩調を合わせた取り組みを行っており、現在直面している課題である人口減少に対処していくために必要な働く場の確保と充実に向け、農林水産業・観光産業分野に重点を置いた平成27年度予算を編成しています。

また、本年2月に成立した国の平成26年度補正予算では、地方創生に向けた先行的な取組みや、地域の消費喚起のための取組みを行う自治体を支援するための地域活性化・住民生活等緊急支援交付金が創設されました。

本市には、1億3,057万6千円が配分されたことから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や、プレミアム商品券事業などを3月補正予算で計上しました。これらの予算は、全額を平成27年度に繰り越し、本年度、本格的に取組みを進めているところです。

当初予算は、一年間を通じて最低限必要な事業を計上した骨格予算としましたが、大型事業の精査や、子ども医療費の無料化の拡充といった子育て支援など、マニフェストの一部を反映させています。

今回の補正予算では、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を目的に、住宅リフォーム等支援補助金を計上します。また、4月から住民税の控除額が拡充されたことで機運が高まっている、ふるさと納税について、寄附者へのお礼として、本市のPRを兼ねて特産品を贈る準備を進めます。

平成27年度予算の概要としては、補正予算計上後の一般会計の歳入歳出総額は、平成28年度中の供用開始を目指します。

なお、新支所は、市民が快適かつ安心して利用できる支所とし、災害発生時には、災害復興活動の指揮・情報伝達の拠点となり、市民に安心・安全をもたらす支所とします。

社会保障・税番号制度（番号制度）については、本年10月には全国民に唯一無二の12桁の個人番号が付番され、平成28年1月から番号の利用が開始される予定です。本市においても、本制度を専門的に取り扱う部署として、今年4月に番号制度推進室を新設し、制度の円滑な導入や推進に向け、取り組んでいるところです。

農林水産業の振興は、第2次総合計画においても、最重要戦略項目とされており、国・県の補助金を活用した生産基盤の強化や6次産業化の推進に向けた支援に取り組みます。

経済振興部門

農林水産業の振興は、第2次総合計画においても、最重要戦略項目とされており、国・県の補助金を活用した生産基盤の強化や6次産業化の推進に向けた支援に取り組みます。



池が、地震などで決壊した場合の氾濫解析を行い、災害発生時における市民自らの避難活動の指針となるハザードマップを作成するなど、農村地域の減災対策を図ります。

林業振興については、間伐や市有林の適正な維持管理を進めるとともに、天草五橋周辺を重点区域として松くい虫防除対策を引き続き実施します。

有害鳥獣対策は、地元猟友会に協力いただき、イノシシ捕獲用箱ワナの増設や捕獲隊活動による有害鳥獣駆除を強化します。また、イノシシの侵入対策では、防護柵や電気柵設置への助成による防除に取り組んでいます。

水産振興については、水産資源の減少や販売単価の低迷、燃油高騰、漁業者の減少や高齢化などに対する取組みとして、魚介類の産卵・生育の場となる藻場再生事業の実施や、車エビ・鯛・ヒラメ・ガザミなどの種苗放流を継続して行います。

6次産業化の推進について、



総務企画部門

昨今、突発的・局地的豪雨に伴う土砂災害が頻発していることを踏まえ、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるとともに、防災対応に関し庁内体制の充実強化に取り組みます。

災害発生時に初動対応を担う市の職員を対象に防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、組織全体の防災対応能力向上に努めます。また、11月8日に実施する総合防災訓練では、防災関係機関および住民、

事業者などとの連携を図り、地域一体となった災害対応力が向上するよう準備を進めます。

昨年、市発注の公共工事を舞台として発生した2度の汚職事件は、市民の皆さまの行政に対する信頼を著しく失墜させたことから、市民の市政への信頼回復を図り、再建するために、適正な競争と地場企業育成を両立した入札制度改革に取り組めます。

地方創生については、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略などを勘案して、「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定することが求められています。

本市では、すでに第2次総合計画に基づき、人口減少に対応するための施策を実施しているところですが、今般の全国的なまち・ひと・しごと創生の機運を追い風として、これらの施策をさらに推進させていくための方策を検討します。

新姫戸統括支所建設事業については、本年3月に実施設計が完成したところで



「海を保全するまちづくり」については、市民団体や学校などと連携し、市民の環境に対する理解や意識を高め、海岸清掃などの環境保全活動に対する支援や生活排水対策のさらなる推進を図ります。

また、「資源の循環型社会を目指すまちづくり」については、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再正利用（リサイクル）の3R運動の取組強化を図り、適正かつ効率的なごみ処理体制の整備に努めるとともに、レジ袋削減推進運動および生ごみ処理機器購入費補助事業も継続してまいります。

また、26年度に実施した湯島地区再生可能エネルギー導入事業の調査結果を基に、省エネ・省資源の取組の推進および新エネルギーの活用などを中心とした次世代エコライフについて、引き続き検討します。

また、幹線道路・国道・県道整備の早期実現を目指し、引き続き関係機関への要望活動を行ってまいります。交通安全施設の整備としては、児童生徒の通学時の安全確保のための歩道などの整備も視野に入れ、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を行います。

また、下水道事業は市の財政運営に与える影響が大きいいため、経営基盤の強化が急務であり、長期的に安定した経営を維持するため、本市では、平成29年4月1日から法適化して企業会計に移行してまいります。都市環境については、観光資源の一翼を担っている良好な景観を維持するための景観計画策定委員会を立ち上げ、計画の作成を進めているところです。

本年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、収益向上を目指す生産者の支援として、スキルアップセミナーの開催、首都圏のアンテナショップにおける実証販売、関西での市産品の販売と併せて商談会を開催し、農林水産物の生産・加工・販売の強化に取り組めます。

このため、観光拠点となる施設整備は、交差点改良に一定の目的がたつた後に、市全域に効果が波及し、近隣自治体の観光施策と連携できるような施設となるよう十分検討しながら進めてまいります。

また、下水道事業は市の財政運営に与える影響が大きいいため、経営基盤の強化が急務であり、長期的に安定した経営を維持するため、本市では、平成29年4月1日から法適化して企業会計に移行してまいります。都市環境については、観光資源の一翼を担っている良好な景観を維持するための景観計画策定委員会を立ち上げ、計画の作成を進めているところです。

また、若い世代からの健康づくりを推進するために、生活習慣病健診の対象をこれまでの30歳から19歳に引き下げるとともに、19歳から39歳の人を対象とした「ヤング健診」を実施します。また、がん検診の受診率向上対策として、受診勧奨、再受診勧奨などを実施し、病気の早期発見や重症化予防に取り組めます。

今年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、教育に関する総合的な施策の大綱の策定および大綱策定などに関する事務調整のための「総合教育会議」の設置が義務付けられたため、教育委員会との協議・調整を行いながら、今後より一層、教育施策の推進に取り組めます。

健康福祉部門

子育て支援については、『安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長できるまち』を基本理念に平成27年度から31年度までの5カ年計画とした上天草市子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定したところであり、これを基に、家庭・地域・行政が連携した子育て支援施策を実施してまいります。

地域福祉については、社会福祉協議会をはじめとした関係団体・機関などと連携し、長期的な視点に立ち、自助・共助・公助を効率的かつ効果的に推進してまいります。

また、若い世代からの健康づくりを推進するために、生活習慣病健診の対象をこれまでの30歳から19歳に引き下げるとともに、19歳から39歳の人を対象とした「ヤング健診」を実施します。また、がん検診の受診率向上対策として、受診勧奨、再受診勧奨などを実施し、病気の早期発見や重症化予防に取り組めます。

今年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、教育に関する総合的な施策の大綱の策定および大綱策定などに関する事務調整のための「総合教育会議」の設置が義務付けられたため、教育委員会との協議・調整を行いながら、今後より一層、教育施策の推進に取り組めます。



建設部門

普通建設事業計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用した、道路改良事業、舗装事業を実施します。橋りょう補修事業は、新たに4年間の計画で樋島大橋の補修を計画しています。

また、下水道事業は市の財政運営に与える影響が大きいいため、経営基盤の強化が急務であり、長期的に安定した経営を維持するため、本市では、平成29年4月1日から法適化して企業会計に移行してまいります。都市環境については、観光資源の一翼を担っている良好な景観を維持するための景観計画策定委員会を立ち上げ、計画の作成を進めているところです。

また、若い世代からの健康づくりを推進するために、生活習慣病健診の対象をこれまでの30歳から19歳に引き下げるとともに、19歳から39歳の人を対象とした「ヤング健診」を実施します。また、がん検診の受診率向上対策として、受診勧奨、再受診勧奨などを実施し、病気の早期発見や重症化予防に取り組めます。

今年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、教育に関する総合的な施策の大綱の策定および大綱策定などに関する事務調整のための「総合教育会議」の設置が義務付けられたため、教育委員会との協議・調整を行いながら、今後より一層、教育施策の推進に取り組めます。

また、海運業の持続的な振興を目的とした船員確保に関する支援に積極的に取り組めます。

また、下水道事業は市の財政運営に与える影響が大きいいため、経営基盤の強化が急務であり、長期的に安定した経営を維持するため、本市では、平成29年4月1日から法適化して企業会計に移行してまいります。都市環境については、観光資源の一翼を担っている良好な景観を維持するための景観計画策定委員会を立ち上げ、計画の作成を進めているところです。

また、若い世代からの健康づくりを推進するために、生活習慣病健診の対象をこれまでの30歳から19歳に引き下げるとともに、19歳から39歳の人を対象とした「ヤング健診」を実施します。また、がん検診の受診率向上対策として、受診勧奨、再受診勧奨などを実施し、病気の早期発見や重症化予防に取り組めます。

今年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、教育に関する総合的な施策の大綱の策定および大綱策定などに関する事務調整のための「総合教育会議」の設置が義務付けられたため、教育委員会との協議・調整を行いながら、今後より一層、教育施策の推進に取り組めます。

今年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、教育に関する総合的な施策の大綱の策定および大綱策定などに関する事務調整のための「総合教育会議」の設置が義務付けられたため、教育委員会との協議・調整を行いながら、今後より一層、教育施策の推進に取り組めます。

建設部門

普通建設事業計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用した、道路改良事業、舗装事業を実施します。橋りょう補修事業は、新たに4年間の計画で樋島大橋の補修を計画しています。

また、下水道事業は市の財政運営に与える影響が大きいいため、経営基盤の強化が急務であり、長期的に安定した経営を維持するため、本市では、平成29年4月1日から法適化して企業会計に移行してまいります。都市環境については、観光資源の一翼を担っている良好な景観を維持するための景観計画策定委員会を立ち上げ、計画の作成を進めているところです。

今年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、教育に関する総合的な施策の大綱の策定および大綱策定などに関する事務調整のための「総合教育会議」の設置が義務付けられたため、教育委員会との協議・調整を行いながら、今後より一層、教育施策の推進に取り組めます。



市民生活部門

平成25年度から、業務の一部を民間委託した住民票・戸籍などの証明書の交付、各種申請書などの受付などについて検証を行いながら、市民目線に立ち、さらに利用しやすく親しまれる市民サービスの向上に努めます。

また、若い世代からの健康づくりを推進するために、生活習慣病健診の対象をこれまでの30歳から19歳に引き下げるとともに、19歳から39歳の人を対象とした「ヤング健診」を実施します。また、がん検診の受診率向上対策として、受診勧奨、再受診勧奨などを実施し、病気の早期発見や重症化予防に取り組めます。

今年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、教育に関する総合的な施策の大綱の策定および大綱策定などに関する事務調整のための「総合教育会議」の設置が義務付けられたため、教育委員会との協議・調整を行いながら、今後より一層、教育施策の推進に取り組めます。

「防災力の強化を」

6月に梅雨入りをした途端、4度の大雨により上天草市では各所でがけ崩れや床上、床下浸水による災害が発生しました。

なかでも6月10日から11日の大雨では、上天草市内全域に土砂災害警戒情報が出され、避難勧告を発令しました。11日の朝からは、大矢野庁舎付近や中江後地区の国道沿線が冠水しました。また国道266号線の2号橋と3号橋の間でがけ崩れが発生し、長時間交通がマヒしました。大矢野地域では24時間で221mmの雨量が観測されています。なかでも、中瀬高地区と登立尾越崎地区のがけ崩れでは、広大に山が崩壊し民家の中まで大量の土砂が押し寄せていました。

上天草市では、これまで自然災害による被害を未然に防ぐために、できる限りの対策をしてきましたが、昨今の異常気象に対応できないケースが増えています。

今後はさらに防災に力を入れるとともに、地域の自主防災組織の充実と強化を図り、市民の安全を守っていきます。従来の「縦割り」を超えた官民協働と地域の連携が必要不可欠ですので、ご協力よろしくをお願いします。



▲災害現場を視察

施政方針

学校教育については、「学力の向上」と「不登校児童・生徒を減少させること」が喫緊の課題と考えています。地域と家庭、学校が連携し、各小中学校の教育活動がさらに充実するよう「上天草版コミュニティ・スクール」を推進します。第1に「安心安全コミュニティ」として子どもたちの事故防止、第2に「学習支援コミュニティ」として学習補助、第3に「いじめ・不登校防止コミュニティ」として生徒指導上の問題の未然防止と解消に向けての取り組みを行います。また、グローバル人材の育成の観点から、保育園から小中学校まで行っている



上天草市英語村イーフレンドとイーフレンドスクールの英語教育を充実していきます。さらに、外国の文化や言語に親しむことと同時に、子どもたちが地元上天草の歴史や文化を学び、郷土を愛する心を末永く持ち続ける「ふるさとを愛する心を育む教育」も、車の両輪のごとく並行して行います。学校施設の整備については、吊り天井などの非構造部材の耐震改修工事に着手します。社会教育については、新図書館、弓道場などの施設整備計画を見直すこととし、「地域・家庭・学校が連携し子育てを応援する教育環

境の充実」に向け取り組んでいきます。具体的には、公民館活動は、「いきいき成人大学」を開催し地域の教育力の向上・生きがいづくりに努めます。上天草市英語村「イーフレンド」では、子どもたちに国際感覚やコミュニケーション能力を養ってもらうため、市内の保育園などへの「出前講座」などさまざまな活動に取り組みます。図書館については、既存の4図書館の充実を図り「読書マラソン」や「おはなし会」などを行い、市民が読書に親しんでいただけるよう取り組みます。人権教育については、人権教育指導員による出前講座や人権講演会などを実施し、人権意識の高揚と人権教育の充実を図ります。文化振興については、市内の伝統文化を後世に伝えていくことを目的に「伝統文化継承団体映像記録保存事業」を行います。また、市民の財産として後世に継承していくことを目的に取り組んできた姫戸町・龍ヶ

岳町の市史編さん事業を、今年度から本格的に実施します。スポーツの推進については、市民の健康保持や、明るく楽しい地域づくりを目指すとともに、体育協会や総合型スポーツクラブなどの各種団体と協力し、競技力の向上にも取り組みます。また、スポーツ大会・合宿誘致に取り組み、地元高校生や中学生の競技力向上を図ります。さらに、小学校の運動部活動の社会体育化については、有識者や関係者の意見を伺いながら、移行に向けた検討を始めていくことにしています。



水道事業

水道局では、平成26年度の1年間に約312万5千トンの浄水を利用者へ配水したところです。

今年度は、配水事業で課題となっている有収率の改善に向けて、漏水調査を計画しています。併せて、水道施設の維持管理体制の確立や老朽配管の布設替を計画的に実施することで、安定した浄水の供給ができるものと考えています。

また、水道事業の財政計画については、給水人口の減少や給水収益の減少および給水施設整備費の増加などにより、さらに厳しくなると見込まれるため、経費の削減や業務の効率化および経営の合理化とともに、水道料金の改定を含めて検討することで、水道事業が安定した運営となるように努めます。

平成27年5月27日
上天草市長 堀江 隆臣

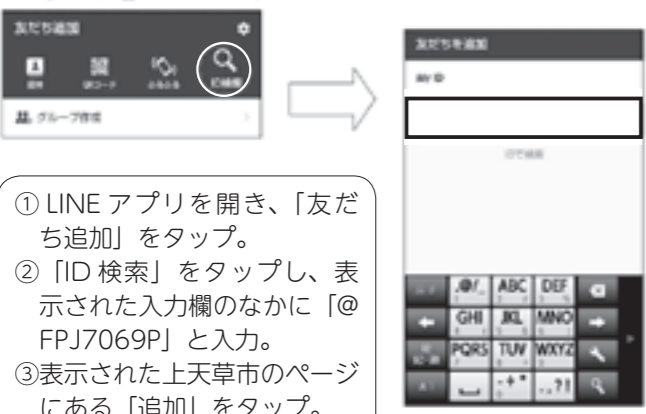
上天草市「LINE@」はじめました

市ではスマートフォン向け無料コミュニケーションアプリ「LINE@」のアカウントを開設し、7月から公開しています。

まちの話題、観光情報、経済情報、防災情報のほか、広報紙には掲載しない特報などを「LINE」を通じて「上天草市の友だち」にお届けします。皆さんの友だち登録をお待ちしています。

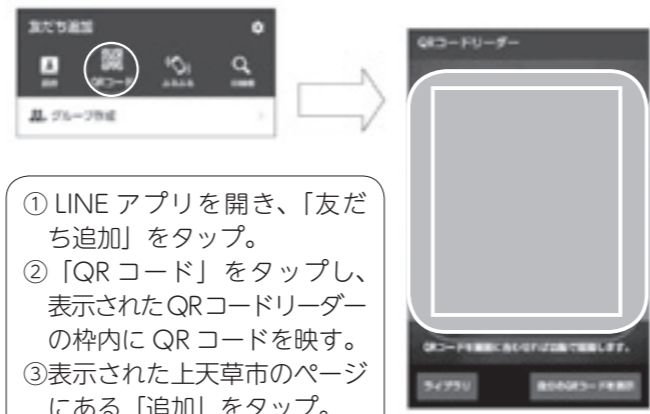
友だち登録の方法

○ ID 検索の場合



- ① LINE アプリを開き、「友だち追加」をタップ。
- ② 「ID 検索」をタップし、表示された入力欄のなかに「@FPJ7069P」と入力。
- ③表示された上天草市のページにある「追加」をタップ。

○ QR コードの場合



- ① LINE アプリを開き、「友だち追加」をタップ。
- ② 「QR コード」をタップし、表示されたQRコードリーダーの枠内に QR コードを映す。
- ③表示された上天草市のページにある「追加」をタップ。

■問合せ先 総務課秘書広報係 ☎0964 (26) 5525

歳 出

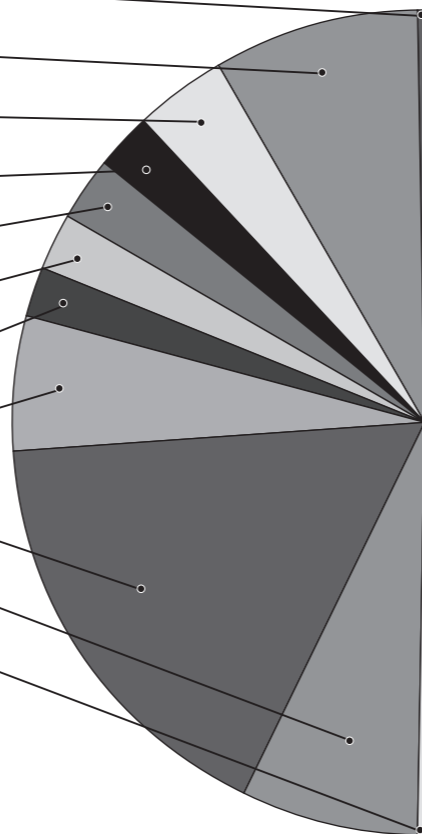
平成27年度一般会計 予算額

164億4538万2千円

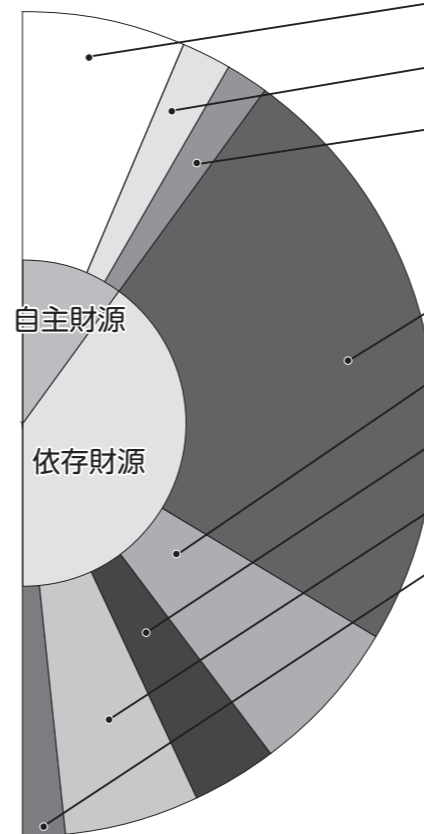
歳 入

項目	金額	構成比	前年度比(増減率)
議会費	1億7692万2千円	(1.1%)	(3.8%)
総務費	22億3147万3千円	(13.6%)	(9.8%)
民生費	55億1144万3千円	(33.5%)	(0.9%)
衛生費	16億8735万7千円	(10.3%)	(15.7%)
農林水産業費	6億2524万4千円	(3.8%)	(△20.0%)
商工費	7億1780万1千円	(4.4%)	(△4.8%)
土木費	8億9564万1千円	(5.4%)	(26.4%)
消防費	6億9484万4千円	(4.2%)	(△13.4%)
教育費	11億8480万2千円	(7.2%)	(5.1%)
公債費	26億6660万円	(16.2%)	(△30.6%)
その他	5325万5千円	(0.3%)	(25.0%)

○議会費…議会運営のための経費。○総務費…庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、戸籍管理、選挙、統計など。○民生費…障がい者や高齢者の福祉サービス、子育て支援、保育所、生活保護などの経費。○衛生費…健康増進、疾病予防、環境保全、清掃費などの経費。○農林水産業費…農林水産業の振興を図るための支援や生産基盤整備などの経費。○商工費…商工業や観光の振興などの経費。○土木費…道路、河川、公園など社会資本基盤整備などの経費。○消防費…消防や火災予防、水防など災害対策のための経費。○教育費…学校教育、生涯学習の充実、文化・スポーツの振興などの経費。○公債費…市債の元利償還金および一時借入金利息を支払うための経費。



項目	金額	構成比	前年度比(増減率)
市税	21億5429万1千円	(13.1%)	(△2.2%)
繰入金	6億3663万1千円	(3.9%)	(△53.8%)
その他	5億6031万円	(3.4%)	(25.2%)
<自主財源 33億5123万2千円 (20.4%)>			
地方交付税	77億5000万円	(47.1%)	(△3.5%)
国庫支出金	20億807万円	(12.2%)	(10.1%)
県支出金	10億7431万7千円	(6.5%)	(△1.1%)
市債	17億5340万円	(10.7%)	(10.6%)
その他	5億836万3千円	(3.1%)	(△18.3%)
<依存財源 130億9415万円 (79.6%)>			



○自主財源…地方公共団体が自主的に収入できる財源。市税、分担金および負担金、使用料および手数料など。○依存財源…国や県の配分による財源。地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など。○市税…市民や市内に事務所を持つ法人などに納めていただく税金。市民税、固定資産税、軽自動車税など。○繰入金…一般会計、特別会計および基金の間で、一方の会計の収支不足分を補うため、他方の会計から充当される資金のこと。○地方交付税…全国どこの市町村に住んでいても一定水準の行政サービスが受けられるよう国から市に交付。○国庫支出金…市などが行う事業に対し、経費の全部または一部が国から交付。○県支出金…県が自らの施策として単独で市に交付したり、国庫支出金を経費の全部または一部として市に交付。○市債…市が行う事業で、特に大きな事業を実施する場合に必要な財源を調達するために借り入れる借金。

自主財源は、6億7731万4千円の減額で、大半は繰入金の減額によるものです。一方、依存財源も前年度より5730万4千円減額していますが、これは、普通交付税が減額していることが主な要因です。今年度は自主財源が大幅に減額しており、依存財源に頼る本市の財政体質は未だ改善されておらず、国や県の動向に左右される脆弱な財政構造といえます。しかしながら、市民生活において最も身近なサービス提供を担う地方自治体は、いかなる財政状況下においても、市民ニーズに的確に対応できるよう、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていかなければなりません。従いまして、これらに対応し得る安定した財源を確保するため、市税の安定的確保、受益者負担の見直し、未利用地の売却・賃貸、企業誘致や産業振興等といった取組みを積極的に実施し自主財源を中心とした歳入基盤の確立を目指します。

歳 入

目的別に比較すると、総務費が1億9893万6千円の増額となりました。これは、姫戸庁舎建設事業の増額が主な要因です。また、衛生費も2億2915万7千円の増額ですが、これは、上天草総合病院看護学校改築事業支出金の増額が主な要因です。一方で、減少した項目としては、農林水産業費が漁港建設費などの減額により1億5611万円の減額となっています。この他にも消防費が1億749万円の減額となっており、消防費負担金が減額されたことによるものです。

歳出総額としては、前年度の予算規模より7億3461万8千円下回っています。依然として、厳しい財政状況にある中、限られた予算で最大の効果を生み出すために、今後も選択と集中による効果的な事業を行い、併せて内部事務管理費等の削減に努めていきます。

歳 入

平成27年度一般会計の当初予算は、昨年12月実施の市長選挙から間もない時期の予算編成であったため、扶助費、人件費、公債費など毎年の行政運営に必要な可欠な義務的経費及び第2次総合計画により取り組んでいる継続事業を中心に骨格予算として編成し、3月定例市議会承認され、政策的経費については、肉付

け予算として編成し、6月定例市議会承認されました。これらの予算を合計した一般会計の歳入歳出総額は、平成26年度に比べ、7億3461万8千円減の164億4538万2千円となりました。

このたび、平成27年度予算を前年度予算と比較し、分析しましたのでお知らせします。

前年度比7億3461万8千円の減
164億4538万2千円で
市政運営を



情あらかると報

コーナー

夏休みだよ、図書館へ全員集合!!

「夏休み!」というだけで、なんだかワクワクしますね。今年の夏休みも、各図書館で、楽しいイベントを行う予定です。ぜひ、図書館に来て、楽しんでください。思い出いっぱいの夏休みにしましょう!

【中央図書館】

○『読書絵日記』

夏休みに読んだ本を、絵日記として残しませんか?

【期間】7月18日(土)~8月30日(日)

○しゃぼんだま15周年記念イベント『しゃぼんだま祭り』

読み聞かせボランティアの「しゃぼんだま」が、今年設立15周年です。ということで、「祭り」のようなにぎやかなおはなし会を行います!

【日時】8月22日(土)午後2時~4時

【大矢野森記念図書館】

○『読書ビンゴ』

【期間】7月22日(水)~8月31日(月)

○『夏休み特別おはなし会』

【日時】8月8日(土)午後2時~3時

【龍ヶ岳図書館】

○『夜のおはなし会』

【日時】8月4日(火)午後7時30分~

【場所】観乗寺(龍ヶ岳町樋島)

イベントの詳しい情報は、各図書館までお問い合わせください。

おはなし会のお知らせ♪

■図書館おはなし会(30分~1時間)

○中央:8/22(土) 午後2時~アロマ視聴覚室

○大矢野:7/25(土) 午後1時30分~ママ応援センター

○大矢野:7/25(土)、8/8(土)

午後2時~大矢野森記念図書館2階

○姫戸:8/1(土) 午前10時~姫戸図書館

○龍ヶ岳:7/18(土) 午後2時~龍ヶ岳図書館

※日程・場所変更の場合がありますので、各館まで確認をお願いします。

■赤ちゃんおはなし会(約20分)

○日時 8月6日(木) 午前10時30分~

○場所 アロマ2階視聴覚室

○対象 0歳から未就園児とその保護者

BOOKS

図書館だより

中央図書館 ☎0969 (56) 0777 【アロマ呼出】

・開館時間 午前10時~午後6時(土・日・祝日:~午後5時)

大矢野森記念図書館 ☎0964 (56) 3363 【図書館直通】

・開館時間 午前10時~午後6時(土・日・祝日:~午後5時)

姫戸図書館 ☎0969 (58) 2111 【姫戸統括支所呼出】

・開館時間 午前10時~午後5時(土・日・祝日:同)

龍ヶ岳図書館 ☎0969 (62) 0930 【図書館直通】

・開館時間 午前10時~午後5時(土・日・祝日:同)

【全館共通】休館日

7月21日、27日、31日

8月3日、10日、17日、24日、31日

※8月31日(月)は、大矢野森記念・姫戸・龍ヶ岳図書館は、開館予定です。中央図書館のみ、休館いたします。

今月の本

テーマ

7月「こわいな~、こわいな~」

8月「自由研究何にする?」

移動図書館巡回日

7月15日(姫戸)、22日(龍ヶ岳)

8月5日(大矢野)、12日(松島)、19日(姫戸)

雨天の場合は翌日に延期します。

※詳しい場所・時間は、社会教育課までお問い合わせください。

図書の寄贈がありました

舂本由佳さま、ほか4人に寄贈いただきました。ありがとうございました。

自由研究のつよーい味方。それは図書館です!

夏休みの宿題といえば、自由研究。毎年、テーマを考えるのに苦しんだ記憶があります……。

そんなときは、図書館へどうぞ♪自由研究に利用できる本がたくさんあります。ただし、この時期は多くの人でにぎわいますので、早めのお尋ねをオススメします。貸出中の本や館内に無い資料などご提供に時間がかかる資料があるかもしれません。

◎平成27年度天草郡市人権教育研究大会を開催します

すべての人の基本的な人権を尊重するためには、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みが必要です。人権課題を明らかにし、人権意識の高揚と人権教育の充実を図るために人権教育研究大会を開催します。多くの皆さまのご来場をお待ちしています。

■日時 8月19日(水) 午前10時 開会

■全体会 午前10時15分~11時45分

○会場:松島総合センター「アロマ」アロマホール

○テーマ:「同和問題」

○講師:森山資典さん(荒尾市立万田小学校教頭)

■就学前教育部会 午後1時~3時

○会場:松島庁舎3階会議室

○演題:「人権が健やかな育ちを支える」~子どもが幸せになる権利~

○講師:砂川真澄さん(NPO法人くまもと子どもの人権テーブル代表)

■社会教育・行政部会 午後1時~3時

○会場:松島総合センター「アロマ」アロマホール

○演題:「からゆきさん」の真実~インド・カマティプラエリアの子どもたち~

○講師:大久保美喜子さん(NPO法人インドに幼稚園を作る会理事長)

■問合せ先 社会教育課生涯学習係 ☎0969 (28) 3361

◎田中道範さんが青少年育成功労表彰受賞

5月23日に開催された熊本県子ども会連合会総会で、上天草市子ども会連絡協議会の田中道範会長が平成26年度熊本県青少年育成功労表彰を受けました。この表彰は、県規模の青少年関係団体の役員として、団体活動に顕著な功績のあった人を熊本県教育委員会が称えるものです。

田中さんは、昭和59年から姫戸町子ど

も会連合会長、平成16年から上天草市子ども会連絡協議会会長を務め、現在も熊本県子ども会連合会理事としても活躍しています。また、子ども会活動のみならず、市の社会教育委員、民生委員児童委員など、多岐にわたり市政に貢献しています。

■問合せ先 社会教育課生涯学習係

☎0969 (28) 3361



◎全国大会出場者を応援します

市では、市内在住で、県予選などを勝ち抜き、全国大会に出場する人(団体)を対象に、応援看板の設置または交通費にかかる補助を実施しています。

高校総体をはじめ、全国大会に出場する場合は、社会教育課までお知らせください。

※看板設置および交通費にかかる補助を受ける場合は、申請書の提出が必要となります。なお、大会によっては対象外となることもあります。

■大会参加にかかる交通費の1人当たりの補助金額

補助対象	対象経費	補助金額
個人		対象経費の1/2以内 1万円以下
団体 (5人以内)	交通費実費 ※宿泊費を除く	対象経費の1/2以内 1万円以下
団体 (5人以上)		対象経費の1/2以内 5万円+1人増すごとに 5千円以下

■問合せ先 社会教育課スポーツ推進係

☎0969 (28) 3380

献血にご協力をお願いします！

熊本県では、7月と8月を「愛の血液助け合い運動」期間として、広く県民の皆さんに献血の呼びかけを行っています。夏場は長期の休みや暑さで、献血者が減少することが心配されます。特に若い人で、献血をしたことがない人は、ぜひこの機会にご協力をお願いします。

400mL 献血・成分献血にご協力ください。
みんなで、献血の輪を広げましょう！



育児相談・母子健康手帳交付（8月）

場所	日	実施時間 (手帳受付時間)
大矢野窓口センター	3月・10月・17日 24日・31日	午前9時30分～11時 (午前9時30分～9時45分)
松島保健センター	19日 随時交付(手帳)	午前9時30分～11時 (随時)
姫戸統括支所	7日・28日	午前9時～10時 (午前9時30分～9時15分)
龍ヶ岳統括支所	7日・28日	午前10時30分～11時30分 (午前10時30分～10時45分)

【用意するもの】 母子健康手帳
上記以外の日も随時各統括支所の窓口で母子健康手帳の発行を行っています。その場合、保健センターから後日連絡し、保健師・栄養士の保健指導を行います。

乳幼児健診（8月）

種類	用意するもの	日	対象者(月生)	受付時間
2か月児学級	バスタオル	27日	H27. 6	午後1時 ～ 1時15分
3～4か月児健診	バスタオル	6日	H27. 4	
6～7か月児健診 (ふれあい乳児健診)	ハンカチ または ハンドタオル	4日	H27. 1	
1歳6か月児健診	尿	18日	H26. 1	
2歳児歯科健診	歯ブラシ (仕上げ磨き)	20日	H25. 8	
3歳児健診	聴力・視力 検査用紙	25日	H24. 7	

【場所】 上天草市保健センター
【用意するもの】 母子手帳と問診票は、どの健診および学級でも必ず持参ください。
※2歳児歯科健診の問診票は会場で配布します。

福祉（8月）

種類	日	実施時間
精神保健相談	6日、20日	午後2時～

【場所】 天草保健所相談室 ☎0969 (23) 0172 ※要予約

がんサロン（8月）

日	実施時間
21日	午後1時30分～3時30分

【場所】 上天草総合病院6階講堂 ☎0969 (62) 1122

小児救急電話相談 夜間の子どもの急病時

短縮番号 (# 8000)	毎日・夜間	午後7時～午前0時
ダイヤル回線の場合 ☎096 (364) 9999		

日祝日在宅医（8月）

日	病院名〈診療科目〉	(所在地) 電話番号
8月		
2	佐々木整形外科 (整)	(大矢野町中) ☎0964(56)5550
	春田医院 (外・内・小)	(松島町阿村) ☎0969(56)0052
9	吉田クリニック (内)	(大矢野町中) ☎0964(57)0246
	やまうち医院 (内・小・ア)	(松島町阿村) ☎0969(56)0899
15	しまだ小児科 (小・内)	(大矢野町登立) ☎0964(56)0005
16	中村医院〈内〉	(大矢野町上) ☎0964(56)0003
	姫戸医院〈内〉	(姫戸町姫浦) ☎0969(58)3583
23	中村達男医院〈内〉	(大矢野町登立) ☎0964(56)0006
	村上医院〈内・小・リ ハ・神内・呼・循・消〉	(姫戸町姫浦) ☎0969(58)3102
30	天草皮ふ科・内科 (皮)	(大矢野町中) ☎0964(59)0808
	竹中医院〈内〉	(姫戸町二間戸) ☎0969(58)2148

【診療時間】 午前9時～午後5時
診療時間外は、事前に電話連絡をお願いします。
6月30日現在の予定表になります。都合により変更することもありますので、休日在宅医自動電話案内(0969-23-1400)にお問い合わせいただくか、ホームページで確認ください。



7月28日は世界肝炎デー

住民健診で 肝炎ウイルス検診が受けられます！

■ウイルス性肝炎とは…

肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。B型およびC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大級の感染症とも言われています。

■肝炎ウイルス検診の受診方法

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査で判断します。採血だけなので短時間で済みます。検査で「陽性」と判定された人は必ず精密検査を受けましょう（※感染後は3カ月ほど経たないと、陽性にならないこともあります）。なお、40歳以上でこれまで肝炎ウイルス検診を受けたことがない人は、上天草市住民健診で受診することができます（料金800円）。詳しくは、お問い合わせください。

■感染がわかったら…

肝炎ウイルスに感染していたとしても、肝臓の状態は人によってまちまちです。まずは、専門医に相談してみましょう。

■問合せ先 健康づくり推進課成人保健係 ☎0969 (28) 3356



みんなで熱中症対策しましょう

夏の暑い季節になりました。熱中症予防に「ちょっと、ひと涼みませんか」と声をかけ合い、みんなで夏を元気に乗りきりましょう

その1 温度に気をくばろう

暑さに敏感になりましょう。からだで感じる暑さと実際の気温は異なることがあります。温度計や天気予報で知るようにしましょう。

その2 飲み物を持ち歩こう

いつでもどこでも水分補給ができるように、飲み物を持ち歩きましょう。特に高齢の人はのどが渇く前に飲む、こまめに飲むといった、意識的な給水を心がけましょう。また、たくさん汗をかいたら塩分も補給しましょう。

その3 休息しよう

夏の頑張りすぎは禁物です。疲れている時は熱中症にかかりやすいので、休息をとるようにしましょう。

その4 栄養をとろう

きちんと食事をとることも熱中症予防になります。バランス良く、朝ごはんをしっかり食べることが大切です。

その5 声をかけ合おう

体力のないお年寄りや子どもは熱中症になりやすいです。家族やご近所同士で「水分とってる?」「少し休んだほうが良いよ」など、声をかけ合しましょう。



診療案内

	月	火	水	木	金
内科 代謝内科	坂本 和田 石塚 代謝内科 (熊大)	和田 谷口	樋口 坂本 石塚 志摩 (10時~)	樋口 和田 石塚 守田	坂本 中本 応援医師
循環器内科	脇田	脇田	脇田	脇田	脇田
外科 消化器科	福田	城野	福田 蓮尾	城野	蓮尾
整形外科	藤松	上原	藤松	(午後) 久米 (岩橋)	藤松
小児科	田原	田原	田原	田原	田原
産婦人科	姫野	姫野	姫野	姫野	姫野
耳鼻咽喉科		熊大			熊大
眼科	栗井	竹下	竹下	竹下	竹下
皮膚科				尹	
泌尿器科		小川			
超音波・内視 鏡センター	蓮尾 城野	福田 蓮尾	城野 和田	福田 蓮尾 國友	城野 福田
歯科・口腔外科	福田	福田	福田	福田	福田

	月	火	水	木	金	
急患 担当	午前 城野	午後 石塚	福田 谷口	蓮尾 和田	福田 國友	城野 中本
救良木診療所	樋口	応援	応援	応援	石塚	

- 診療受付時間は、午前8時30分から午前11時30分までです。
- 木曜日の整形外科(予約制)は、午後2時から午後5時まで診療を行います。
- 歯科口腔外科は月曜から金曜の午後も診療を行います。
- 脳外科は月2回(第2・4水曜日)の午後2時から診療を行います。(予約制)
- 泌尿器科は毎週火曜日に診療を行います。
- 内科は木曜の午後5時から午後6時まで診療を行います。
- 7月17日(金)の整形外科外来は休診します。
- 8月21日(金)の眼科外来は休診します。
- 診療案内は都合により変更となる場合があります。ご了承ください。

■問合せ先 上天草総合病院
☎0969 (62) 1122 (代表)
FAX 0969 (62) 1546
ホームページアドレス
<http://www.cityhosp-kamiamakusa.jp>

上天草総合病院職員を募集します

上天草総合病院では、平成27年度職員採用試験(平成28年度採用)を次の要領で実施します。

■試験職種および採用予定人員、受験資格など

区分	職種	採用 予定数	年齢及び免許・資格等
高 校 卒業程度	事務職	1人程度	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による高等学校を卒業又は平成28年3月末までに卒業見込みの者(学校教育法による大学(短期大学を除く。))を卒業又は平成28年3月末までに卒業見込みの者を除く。
		1人程度	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、病院(医院不可)での事務の経験が受験申込日現在で5年以上である者
民間等 経験者			

■勤務先及・職務内容

○事務職(上天草総合病院に勤務し、病院事務の職務に従事)

■受験手続

○受付期間 7月15日(水)~8月3日(月)の午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く。)

※郵送は、8月3日(月)までの消印有効

○申込・問合せ先 〒866-0293 上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19
上天草総合病院総務課経理係 ☎0969 (62) 1122

○申込手続 申込用紙に必要事項を記入して、受験票送付用の52円切手を添えて郵送または持参してください。(民間等経験者は在職証明書含む)

郵送の場合は、封筒の表に「上天草総合病院職員採用試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送付してください。

○申込用紙の請求

・直接受取 申込用紙は、上天草総合病院総務課、市役所総務課、市民課、姫戸・龍ヶ岳統括支所に用意しています。

・郵便請求 封筒の表に「上天草総合病院職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4判が入るもの)を同封の上、上天草総合病院総務課経理係に請求してください。

・インターネット 上天草総合病院のホームページ(<http://www.cityhosp-kamiamakusa.jp/>)からダウンロードしてください(※必ず厚紙で両面印刷すること)。

■試験の日時・場所

①第1次試験

区分	日 時	試験会場	合格発表
全区分	9月20日(日) 午前8時30分集合	上天草 総合病院	10月上旬に合格者のみ通知。また、合格者の受験番号を上天草総合病院に掲示。

②第2次試験

区分	日 時	試験会場	合格発表
全区分	11月中旬の予定	上天草 総合病院	11月下旬に合格者、不合格者とも通知。また、合格者の受験番号を上天草総合病院に掲示。



代謝内科医師

守田 雄太郎

(非常勤医師 熊本大学医学部
附属病院から派遣)



初めまして。平成27年4月から上天草総合病院内科に非常勤医師として赴任いたしました。守田雄太郎と申します。上天草総合病院では、毎週木曜日、主に糖尿病および内分泌疾患の患者様の外来診療を担当させて頂きます。

私は、生まれてから高校卒業までの期間を天草で過ごしました。中でも、6歳までは龍ヶ岳町高戸に住んでおりました。以降、なかなか龍ヶ岳町を訪れる機会に恵まれなかったのですが、上天草総合病院に赴任してから町の中を見て回ったところ、住んでいた家を含めて、昔のままの姿を残している場所が沢山あり、とても懐かしく思いました。上天草総合病院の現在の建物が竣工した際のことも記憶にあります。当時お世話になっていた病院に、今度は医師として赴任することになり感慨深いものがあります。既に数人の同級生や当時の私をご存知の人と再会し、嬉しさと同時に、襟を正して診療に臨まなければという思いです。

さて、私の外来にかかれる患者さまの大半が糖尿病の患者さまにな

るかと思えます。生活習慣や社会環境の変化から、動脈硬化症の危険因子である糖尿病の患者数は、今や成人男性のおよそ6人に1人、女の10人に1人を数えるほどに増えていす。糖尿病は、失明や四肢の切断、人工透析、果ては心筋梗塞や脳卒中などにより、患者さまやご家族の生活の質を落としたり、時には命に関わる事態を招いたりしてしまふ、非常に怖い病気です。しかし、付き合い方を間違えなければ、そのような事態を防ぐことができる病気でもあります。外来診療を通して、糖尿病の正しい知識や、糖尿病との正しい付き合い方を皆さまにお伝えし、生まれ育った町の人々を、糖尿病の怖い合併症から守る手助けが出来ればと思っております。

糖尿病診療の大きな特徴として、同じような状態の患者さまであっても、その生活習慣ごとに適切な治療方針が大きく異なるということが挙げられます。糖尿病診療は、患者さまの普段の生活の様子を聞かせて頂いた上で、適切な食事・運動療法や薬を提案させていただくという構図



で成り立っていますので、より良い糖尿病のコントロールを行うためには、患者さまの普段の生活についての情報が非常に重要です。「赴任したばかりの若造に何が出来る」とお思いになられて当然と思いますが、糖尿病と付き合い合う中で気になっていることや困っていることがありましたら、どんなに小さなことでも相談していただければ幸いです。糖尿病と明るく向き合える生活を目指すお手伝いが出来ればと思います。

非常勤のため、いつでも病院にいる訳ではないので、皆さまにはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

お知らせ

税のひろば

7月の納税

☎ 総務課

- ▼固定資産税 第2期
- ▼国民健康保険税 第2期
- ▼納期限 7月31日(金)
- ▼口座振替日 7月27日(月)
- ▼問合せ先
- 税務課固定資産税係
☎0964(26) 5520
- 税務課市民税係
☎0964(26) 5519

国税職員を装った不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を装った不審な電話が掛かる事例が増加しています。電話の内容は、年金のアンケートや調査と称して、「年齢はいくつか」、「家族

相談・申請

知的障がい者(児)巡回相談

☎ 福祉課

- ▼日時 9月8日(火) 9日(水)
- ▼実施場所 天草広域本部
- ▼相談内容
- 知的障がい者に関する総合的な相談(18歳以上)
- 療育手帳の新規判定(3歳以上)
- 熊本国税局
☎096(354)6171
- 天草税務署
☎0969(22)2510



弁護士無料法律相談所

☎ 総務課

市民の法律などに関する心配ごとや困りごと(家庭・金銭・相続・登記などの問題)の相談に対し、弁護士が指導、助言などを行い、その問題の解決または解決の糸口となることを目的として開設します。

- ▼対象者 本市にお住まいの人または通勤・通学している人
- ▼開設日時 8月18日(火) 午後1時～5時
- ▼開設場所 松島庁舎1階相談室
- ▼相談費用 無料
- ▼相談方法 面談相談で、同一案件に対し1回の相談
- ▼相談時間 1人1回30分まで
- ▼申込方法 完全予約制
- ※電話で申し込んでください。
- ※FAX、メールなどでの申込は受付できません。
- ▼申込・問合せ先 総務課 総括係
☎0964(26) 5526

行政相談

☎ 総務課

行政に関する苦情、要望および意見などがありまして、お気軽にご利用ください。

- ▼開設日 8月6日(木) 松島 午後1時～4時・松島庁舎
- ▼開設日 8月13日(木) 大矢野 午後1時～4時・大矢野老人福祉センター
- ▼申込・問合せ先 総務課 総括係
☎0964(26) 5526



一人で悩まずご相談ください

性暴力被害にあわれた人を支援するためのサポート

年金相談

☎ 保健課

年金全般に関する相談を受け付けます。相談日の1週間前までに必ず予約(事前受付)してください。

- ▼日時 8月21日(金) 午前10時30分～午後3時30分
- ▼場所 大矢野庁舎書庫棟1階会議室
- ※本渡年金事務所にて年金相談予約受付中
- 待ち時間なしで、年金相談をお受けします。まずは、年金手帳を確認し、お電話ください。
- ▼問合せ先 本渡年金事務所 所お客相談室
☎0969(24) 2112

特設人権相談所

☎ 総務課

いじめ・体罰、家庭内暴力、金銭トラブル、相続問題、近隣問題、障がい者差別など人権に関するあらゆる困りごと、心配ごとをお気軽にご相談ください。人権擁護委員が相談に応じ、

イベント・募集

人権メッセージ「あなたのひとこと」募集!

☎ 総務課

県では、県民の皆さまに人権を身近な問題として考えていただくため、人権メッセージの募集を行います。優秀作品は今後の啓発活動に活用させていただきます。

- ◎昨年度の優秀作品の一部
- 「確かめた? 本当に見たこと 聞いたこと?」
- 「大丈夫 傷つくことを知ったきみは誰かにきくと優しくできる」
- 「認め合おう みんなの個性 高め合おう 思いやりの意識」
- ▼募集内容 人権啓発に関することば、メッセージ(50字以内)
- ▼募集期間 9月11日(金)まで
- ▼応募方法 郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢を明記の上ご応募ください。県ホームページからも応募できます。

24時間借金・生活保護無料相談

借金の返済に行き詰っている人や生活保護について悩んでいる人に向けた無料相談会を開催します。

- ▼日時 7月24日(金) 午後4時～25日(土) 午後4時
- ▼電話相談
☎096(364)0800
- ▼面談相談 熊本県司法書士会館2階(熊本市中央区)
- ▼問合せ先
☎096(384)6700



※こちらは相談電話番号ではありません。

▼応募・問合せ先
〒862-18570(住所記載不要)
熊本県人権センター人権メッセージ募集係
☎096(333)2299
FAX 096(383)1206

肝炎市民公開講座

- ▼日時 8月2日(日) 午前10時～正午
- ▼場所 天草市民センター大会議室(天草市)
- ▼講演テーマ
- 肝機能異常といわれたら生活習慣と肝疾患
- ここまで進んだ肝炎治療
- ※講演後、相談コーナーを設けます。
- ▼参加費 無料
- ▼問合せ先 熊本大学医学部附属病院
☎096(372)1371



平成27年度自衛官募集

- ▼募集種目と受験資格
- ①防衛大学校(一般) 平成7年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
 - ②防衛医科大学校医学科学生 ①と同じ
 - ③防衛医科大学校看護学科学生 ①と同じ
 - ④航空学生(海上・航空) ①と同じ
 - ⑤陸・海・空一般曹候補生 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
 - ⑥自衛官候補生 採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の人
- ▼試験日(一次)
- ①11月7日(土)・8日(日)
 - ②10月31日(土)・11月1日(日)
 - ③10月17日(土)
 - ④9月23日(水)
 - ⑤9月19日(土)
 - ⑥男子 9月19日(土)、口述試験などは、9月20日・26日のうちいずれかの1日

⑥女子 9月25日・29日のうちいずれかの1日

▼試験会場

- ①熊本学園大学
- ②、③ユースピア熊本
- ④熊本学園大学
- ⑤天草地域振興局
- ⑥男子・天草地域振興局(筆記試験)、北熊本駐屯地(口述試験)

熊本県警察官(高卒)募集

- ▼受験資格
 - 年齢 昭和63年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人
 - 学歴 学校教育法による大学(専門学校を除く)を卒業または平成28年3月末までに卒業見込みの人は受験できません。
- ▼受付期間
 - 郵送・持参 8月10日(月)～28日(金)
 - インターネット 8月10日(月)～25日(火)
- ▼1次試験
 - 試験日 10月18日(日)
 - 試験内容 教養・作文
 - 2次試験
 - 試験日
 - ・体力・適正 11月14日(土)～15日(日)
 - ・面接 11月21日(土)～25日(水)



- ▼問合せ先 上天草警察署 総務係 ☎0964(56)0110
- ▼試験日 11月14日(土)～15日(日)
- ▼面接 11月21日(土)～25日(水)
- ※詳しくは、お問い合わせください。
- ▼問合せ先 上天草警察署 総務係 ☎0964(56)0110

天草広域連合消防職員採用試験

- ▼職種と予定人数 ①消防職:8人程度 ②消防職(救命士):3人程度
- ▼受験資格 ①昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②昭和61年4月2日以降に生まれた人で救命士としての免許を持っている人。 ※男女の区別はありません。
- ▼試験日時 9月20日(日) 午前8時30分
- ▼試験会場 筆記試験:本渡五和農協(天草市)、体力試験:本渡運動公園(天草市)
- ▼申込方法 天草広域連合消防本部にある申込書に必要事項を記入し、8月3日(月)から21日(金)まで(土・日は除く)の午前8時30分から午後5時15分までに郵送または持参してください。
- ※申込書は、当連合のホームページ(http://amaku-sa-koukirengo.or.jp)からも取得できます。
- ▼申込・問合せ先 〒86

310001天草市本渡町広瀬168712
天草広域連合消防本部総務課総務係
☎0969(22)3205



県民介護講座

熊本県介護実習・普及センターでは、県民を対象に年間を通して実施している介護講座の受講生を募集します。

講座内容や申込書は、ホームページ(http://www.sawayaka.or.jp)に掲載しています。

▼募集期間 各講座2週間前まで

▼問合せ先 熊本県介護実習・普及センター ☎096(354)3091

受講生募集!女性の再就職支援講座

- 熊本日日新聞社ほか3社は、中小企業庁の「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」に採択され、女性の再就職支援講座「ことごとカレッジ」を開講します。
- ▼日時 9月1日(火)・15日(火)・29日(火)・10月20日(火) 午後1時～4時
- ▼場所 天草市民センター
- ▼定員 20人(応募多数の場合選考あり)
- ▼料金 無料(無料託児あり)

▼対象者 再就職したい人(全講座を受講できる人を優先します)

▼内容 私のキャリアプラン、コミュニケーション、企業を知る!ワークショップ、個別相談など

▼応募締切 8月21日(金)

▼申込・お問合せ先 ミュースプランニングことごと事務局 ☎096(285)7846 (平日9時～17時)

農地を『貸したい人』『借りたい人』を募集

農地中間管理機構(熊本県農業公社)では、農業経営を縮小する人などから農

地を借り受け、担い手農家などに貸し出しを行っていただきます。

『地域の担い手農家に農地を貸したい』『良い農地があれば借りたい』という人は、市役所やJAの担当窓口、熊本県農業公社にご相談ください。

▼問合せ先 熊本県農業公社 ☎096(213)1234

消費生活相談サポーター養成講座を開催

地域にお住まいの人々が消費生活の知識を習得し、地域の消費生活の向上を図るための講座です。

- ▼期間 8月～平成28年2月(全8回、月1～2回の集合講座)
- ▼会場 熊本市内
- ▼申込方法 申込書を記入の上、メール、ファクス、郵送にてお申し込みください。詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。
- ▼問合せ先 県庁消費生活課 ☎096(333)2309

熊本県市町村総合事務組合事務局職員募集

▼募集職種 行政職(大卒程度)

▼募集人数 1人程度

▼受験資格 次のいずれか

- 平成元年4月2日以降に生まれた人
- 平成6年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
- 平成6年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業または平成28年3月末までに卒業見込みの人(熊本県市町村総合事務組合長が同等と認める人を含む)
- ▼申込期間 平成27年7月27日(月)～8月14日(金)
- ▼1次試験 平成27年9月20日(日)
- ▼問合せ先 熊本県市町村総合事務組合総務課 ☎096(368)0011

こんにちは、地域包括支援センターです

認知症サポーター養成講座 受講団体募集

市では、認知症サポーター養成講座受講団体を募集中です。特に今年度は、学校や職場、会社などを中心に募集しています。

認知症サポーターとは

「認知症サポーター養成講座」を受講した人を「認知症サポーター」といいます。認知症サポーターは認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。なにか特別なことをやる人ではありません。認知症サポーターには講座実施主体(上天草市)を通じて、全国キャラバン・メイト連絡協議会より、ボランティアのシンボルグッズである「オレンジリング」が授与されます。

▼対象者 小・中学校、高校、専門学校、PTA、子ども会、職場、商店、消防団、まちづくり団体、文化・趣味・健康・スポーツ活動団体、老人会、婦人会、地区社協、小地域ネットワークなど

▼講師 キャラバン・メイト(認知症サポーター養成講座の講師役)

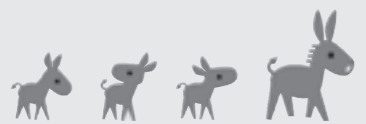
▼内容 認知症の症状や行動、認知症の診断・治療、予防の考え方、認知症の人と接するときの心がまえ など

▼所要時間 1時間～1時間30分程度

▼受講費 無料

▼手続き 受講を希望する団体の代表者は、上天草市社会福祉協議会へ電話連絡の上、『認知症サポーター養成講座開催申込書』に必要事項を記入し提出してください。申込書はホームページに掲載しています。

- ▼問合せ先
- 高齢者ふれあい課 ☎0969(28)3378
 - 上天草市社会福祉協議会(本所) ☎0969(56)2455



くまもと農業アカデミー受講生募集

農業者の学びを支援するため、講座を開催します。内容の詳細やお申込みは、県庁ホームページ「くまもと農業アカデミー」で検索するか、県立農業大学校へお問い合わせください。

- ▼講座
○前期 7月～9月
○後期 10月～3月
▼受講料 無料
※ただし、テキスト代が必要になる場合があります
▼問合せ先 県立農業大学校 校研修部
☎096(248)6600

その他

熊本県水とみどりの森づくり税

平成27年度から第3期(5年間)がスタートします。熊本県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」(年間個人500円、法人千円～4万

円)を活用し、水を蓄え、災害を防止するなどの森林の公益的機能の向上を図り、森林を元気な姿にするための取組みを展開しています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ものづくり人材の育成支援

県では、小規模事業者(製造業)の人材育成を支援するため、専門的知識を持ったコーディネーターを配置し、人材育成のさまざまな相談に無料で応じる事業を開始しました。

- ▼問合せ先 (公財)くまもと産業支援財団
☎096(289)2438



戸建木造住宅の耐震診断費を補助します

昭和56年以前に建てられた建築物は耐震性が劣るものが多いといわれています。耐震診断を受けてみて、お住まいのどの部分が弱いのかを調べてみませんか。

- ▼事業の概要
○耐震診断を行う戸建木造住宅の所有者にその費用の一部を補助します。
○上天草市と協定を締結している熊本県建築士会天草支部が建築士事務所を選定し、建築士が精密診断法による耐震診断を行います。
▼補助対象建築物(次のいずれにも該当するもの)
○市内にある、人が住んでいる戸建木造住宅。
※空き家は対象外
○従来軸組構法によって建てられた平屋建て、もしくは2階建てのもの
○昭和56年5月31日以前に着工したもの
○建築基準法に係る違反のないもの
※店舗や増築部分がある住宅

住宅は、補助の対象外となる場合もあります。
▼補助対象者 住宅の所有者で、市税、使用料の滞納がない人
▼補助金の額と募集戸数
○耐震診断に要する費用の2/3以内の額で、1戸につき8万円を限度。
○募集戸数 1戸程度
▼申込方法
○申請書に必要な書類を添付し、都市整備課に提出してください。
○受付開始 8月3日(月)～(土・日、祝日は除く)
※不明な点は、お問い合わせください。
▼問合せ先 都市整備課都市計画・住宅係
☎0969(28)3366



建築物吹付けアスベスト含有調査費を補助

市民の皆さまが所有する建築物に、吹付けアスベストなどが使用されている可能性があります。アスベスト含有の有無を調べる定性分析およびその含有量調査費の補助を行います。

- ▼事業の概要 建築物の所有者が行う、吹付けアスベストなどの含有調査の費用の一部を補助します。
▼補助対象建築物(次のいずれにも該当するもの)
○市内にある、民間建築物
○吹付けアスベストなどが施工されているおそれのある建築物
○他の補助金の交付を受けて、吹付けアスベスト含有調査をしたことのない建築物
▼補助対象者 建築物の所有者で、市税、使用料などの滞納がない人
▼補助金の額と募集戸数
○含有調査事業に要する費用)とし、1棟当たり25万円を上限。ただし、国の補助額が25万円以下

の場合は、その額。

- 募集戸数 1戸
▼申込方法
○申請書に必要な書類を添付し、都市整備課に提出してください。
○受付開始 8月3日(月)～(土・日、祝日は除く)
※ご不明な点は、お問い合わせください。
▼問合せ先 都市整備課都市計画・住宅係
☎0969(28)3366

都市整備課

住宅リフォーム、廃屋の解体を支援します

市では、住宅の増築、改築、補修などのリフォームおよび廃屋の解体にかかる

対象経費の一部を補助します。

- ▼補助対象者
○市内に住宅を所有し、居住している人
※廃屋の所有者を除く
○市税を滞納していない人(世帯員を含む)
○市他の制度による補助金などの交付を受けていない人
▼補助対象物件
○増築、改築、補修などのリフォーム
○市内に所有し、自ら居住している住宅
○廃屋の解体・明らかに居住または利用されておらず、崩壊などの危険、景観上および周辺環境に悪い影響を及ぼすおそれがあると認められる家屋

▼対象となる工事

- 市内施工業者による増築、改築、補修などのリフォーム工事および廃屋の解体工事
○補助金交付決定通知を受けた後に着手する工事で、平成28年3月11日までに工事完成のできる工事
○他制度の補助金などの交付を受けていない工事
○補助対象工事費の総額が20万円以上(消費税を含む)の工事
▼補助金額 補助対象工事費の10分の1に相当する額(限度額20万円)
▼補助率 50.0万円
▼受付開始および方法 8月3日(月)～(土・日、

祝日は除く)

- ※補助対象者は受付順
▼受付場所 都市整備課
※申請に必要な書類審査のため都市整備課でのみ受付とします。
※申請様式などは、都市整備課、大矢野窓口センター、姫戸・龍ヶ岳各統括支所および各出張所に用意しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。
▼問合せ先 都市整備課都市計画・住宅係
☎0969(28)3366



引揚者とご家族の皆さまへ

ねんきんて笑顔

年金が「2階建て」といわれる理由

日本の年金制度はよく「2階建て」と言われます。

サラリーマンやOLは厚生年金、公務員などは共済年金に加入していますが、厚生年金・共済年金保険料の一部は自動的に国民年金(基礎年金)に拠出される仕組みになっています。このため、厚生年金・共済年金に加入している人たちは、国民年金にも加入していることとなります。

つまり、すべての公的年金に加入している人は、必ず国民年金に加入していることとなります。国民年金を基礎年金と呼び、2階建ての1階部分に例えられます。

そして、厚生年金・共済年金は報酬比例の仕組み(支払う保険料は給料額から計算され、受け取る年金も支払った保険料総額から計算される)になっており、2階建ての2階部分に例えられます。

Table with 2 columns: 厚生年金・共済年金 (2階), 国民年金(基礎)年金 (1階)

公的年金と個人年金

国民年金や厚生年金の「公的年金」に対して、民間保険会社などで販売されている年金タイプの金融商品を「個人年金」と呼んでいます。

また、自営業の人などの老齢基礎年金を補う制度として国民年金基金がありますが、国民年金基金も公的な個人年金にあたります。個人年金は、老後の生活費の不足を補う手段として注目されています。

問合せ・相談先

- 本渡年金事務所 ☎0969(24)2154
○保健課後期高齢者医療年金係 ☎0969(28)3375



シルバー人材センター に会員登録を

シルバー人材センターは、高齢者に、一般家庭、民間事業所、官公庁などから引き受けた仕事を提供しています。センターでは、「自主、自立、共働、共助」を理念に活動しており、地域の理解と協力、会員の尽力により、仕事の受注額は設立当時の約2倍に増加しています。

会員は現役を退いても、なお地域社会の支え手として活躍しています。今後は会員拡大に力を注いでいきます。支えられる側から支える側へ。高齢者の皆さまの会員登録をお待ちしています。

▼問合せ先 上天草市シルバー人材センター
☎0964(59)2228



節水を心がけ、大切な 水を守りましょう

7、8月は水の使用量が増加します。熊本県の平均水道使用量(平成24年度)は、1人1日当たり332リットルです。九州の平均と比べると6リットル多く使われています。豊かな水資源に恵まれた熊本で暮らしていると、水のありがたさをつい忘れがちです。できることから実践して、1人1日マイナス6リットルの節水に取り組みましょう。

■例えば・・・

○歯をみがくときはコップを使いましょう
1分間水を流しっぱなしで歯みがきをすれば約6リットルの水を使いますが、コップを使えば一人3杯でも約0.6リットルで済みます。

○食器洗いは、ため洗いをしましょう
流し洗いでは1日約120リットルの水を使いますが、ため洗いでは約37リットルです。

○シャワーはこまめに閉め閉めし、夏は草が生い茂り、メーター器の場所が分かりにくいところがあります。誤検針の原因になりますので、メーター器周りは、きれいにしておきましょう。

中東呼吸器症候群 (MERS) に注意

韓国で中東呼吸器症候群(MERS)が感染拡大しており、国内でも重大な関心事となっています。

MERSは咳などの飛沫から感染することが知られていますが、感染力は強くありません。中東へ旅行する場合には感染源であるラクダへ接触しないように気をつけるとともに、中東・韓国いづれでも感染者との接触や医療機関への訪問を極力避けるようにしてください。

また、中東・韓国から帰国後2週間以内に、発熱・咳・呼吸困難などの症状が発生した場合には、天草保健所に連絡をお願いします。

▼問合せ先 天草保健所
☎0969(23)0172

入札情報

☎監理課

□5月12日入札分
▼市道環状東線道路舗装工

- ① 大矢野町登立地区内
- ② (資)石炭建設(大矢野町)
- ③ 480万6千円
- ④ 5月、7月

□5月21日入札分

▼市道前山浦線舗装工事

- ① 松島町教良木地区内
- ② (株)松永組(松島町)
- ③ 324万円
- ④ 5月、7月

▼市道鳴川大作山線舗装工事

- ① 龍ヶ岳町大道地区内
- ② (有)鬼塚ロード工業天草営業所(龍ヶ岳町)
- ③ 338万5800円
- ④ 5月、7月

▼市宮小屋河内団地玄関ドア取替工事

- ① 龍ヶ岳町高戸地区内
- ② (有)福井建設(龍ヶ岳町)
- ③ 163万8000円
- ④ 5月、6月

▼市道西ノ浦松ヶ崎線舗装工事

- ① 大矢野町登立地区内
- ② (有)森建設(大矢野町)
- ③ 308万8800円
- ④ 5月、7月

▼問合せ先 監理課契約検査係
☎0964(26)5533

小規模工事等契約希望者登録制度への登録が必要

市内で建設業などを営む人で、入札参加審査を受けなくても小額で内容が容易な工事などの受注・施工を希望する人は小規模工事等契約希望者登録制度への登録が必要です。

前登録している人も、有効期間が8月末で終了します。再度登録が必要となります。

▼登録期間 9月1日～平成29年8月31日(2年間)
▼受付期間 8月3日(月)～21日(金)

※詳細は、市ホームページに掲載しています。また、申請に必要な書類は監理課、市民課、姫戸・龍ヶ岳各統括支所で配布します。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

▼提出・問合せ先 監理課契約検査係
☎0964(26)5533

原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とう

☎総務課

広島市と長崎市では、8月6日、9日に被爆70周年を迎えます。原爆死没者の御霊を慰め、世界恒久平和の実現を祈念するために式典が挙行されます。広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分と、長崎に投下された9日午前11時2分、平和の鐘を合図に1分間の黙とうを捧げることにさせていただきます。ご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、終戦記念日の8月15日正午に戦没者の慰霊と平和を祈念するため、防災行政無線でサイレンを鳴らします。

▼問合せ先 総務課秘書広報係
☎0964(26)5525



節水は節電にもつながります

閉めましょう
こまめに開け閉めして、使用中に3分間シャワーを止めれば1回につき約36リットルの水が節約できます。

▼問合せ先 環境衛生課衛生係
☎0964(26)5524

善意に感謝(敬称略)

▼ボランティア活動

市内の福祉施設(松朗園・翔洋苑・南風苑・きららの里・相生荘)でボランティアサービスをした人を紹介します。

○濱口民謡教室、西山カラオケ教室、木下とも子、坂元裕生、なごみ、姫戸町老人クラブ、さくらコール、中田理髪店、ノウブル、タカシスタジオ、筑前琵琶熊本旭会、フラワールシェル、創作菓子工房アローム、本郷絵手紙もみじ会、天理教大矢野支部、大矢野ゆりの会、圓尾玲子、山本春子、なごみ、龍ヶ岳町老人クラブ洗濯ボランティア、藤乃会

がんばる 上天草高校生!



▲開会式入場行進

平成27年度熊本県高校総体が開催 されました

5月29日から6月1日までの4日間に渡り、熊本県高等学校総合体育大会(高校総体)が開催されました。上天草高校の選手一同も、さまざまな競技で活躍し、これまでの練習の成果を十分に発揮しました。

その中でも、特に優秀な成績を収めたのが、ウエイトリフティング競技です。53級の上農聖哉さん(3年)と94級級の金田廉さん(3年)は、それぞれ基準記録を上回り、見事、全国高等学校総合体育大会(インターハイ)出場を決めました。

開会式で旗手を務めた金田さんは、「最後のインターハイは自分との闘い。自己ベストの更新を目標に頑張ります」と意気込みを語ってくれました。2人のインターハイでのさらなる活躍が期待されます。

大阪で観光物産展と商談会を開催します

大消費地である大阪で、観光と物産を併せたPRイベントと併わせて、関西近辺のバイヤーを招いた商談会「くまもと食の楽園“上天草フェア” in 大阪」を開催するにあたり、出展者を募集します。出展を希望する人は実施要項を必ずご確認ください、出展申込書を提出してください。なお、実施要項や出展申込書は、ホームページ「マルシェ上天草」からダウンロードしてください。ホームページをご覧いただけない人は、市役所産業雇用創出課（大矢野庁舎）で受け取ることができます。

■開催日 12月18日（金）から20日（日）までの3日間

■開催場所 せんちゅうパル南広場（大阪府豊中市千里中央駅隣接施設）

■申込締切 7月31日（金）午後5時まで

■問合せ先 産業雇用創出課6次産業推進係
☎0964（26）5532



首都圏の百貨店で上天草の特産品を販売してみませんか？



昨年の10月から、伊勢丹相模原店（神奈川県相模原市）で、熊本の民間事業者が運営する「熊本マルシェ美味かモン」内に上天草市専用の特産品売場を設置し、特産品の販売と観光のPRを行っています。出品者を募集していますので、出品を希望する生産者・事業者はお問い合わせください。なお、詳細はホームページ「マルシェ上天草」でもご確認ください。

■出品対象商品

- 上天草市で生産された良質な農林水産物
- 上天草市または天草地域で生産された農林水産物を使用した加工食品

※ただし、品質や食品表示などの一定の基準を満たす商品に限ります。また、青果物や鮮魚など消費期限が短い商品は協議が必要となります。

■出品資格者

- 対象商品を生産・製造または販売する上天草市に住所を置く者
- 上天草ブランド認証品に認定を受けたもの、認証の申請を行う予定であるもの。または、上天草市農林水産物ブランド推進協議会事業推進部会の会員であること。

■募集期間 随時募集

■問合せ先 産業雇用創出課6次産業推進係
☎0964（26）5532

学校給食地産地消メニューコンテストを開催します！

市では、成長期の児童・生徒が毎日食べる給食を通じて、上天草の豊富な食材の美味しさや特徴を体感し、地元食材への愛着や確かな味覚を身につけるため、学校給食での地産地消を推進しています。

コンテストの開催にあたり、上天草産食材を使った学校給食メニューを募集します。皆さんが考案したメニューが実際の給食献立に取り入れられる機会ですので、ぜひご応募ください。



■募集期間 8月10日（月）まで

■応募要件 上天草産食材を3品以上使用すること。なお、メニューはオリジナルで未発表のものとしします。

■応募方法 農林水産課または市民課、各統括支所・出張所に設置してある応募用紙に必要事項をご記入の上、ご応募ください。

※応募用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

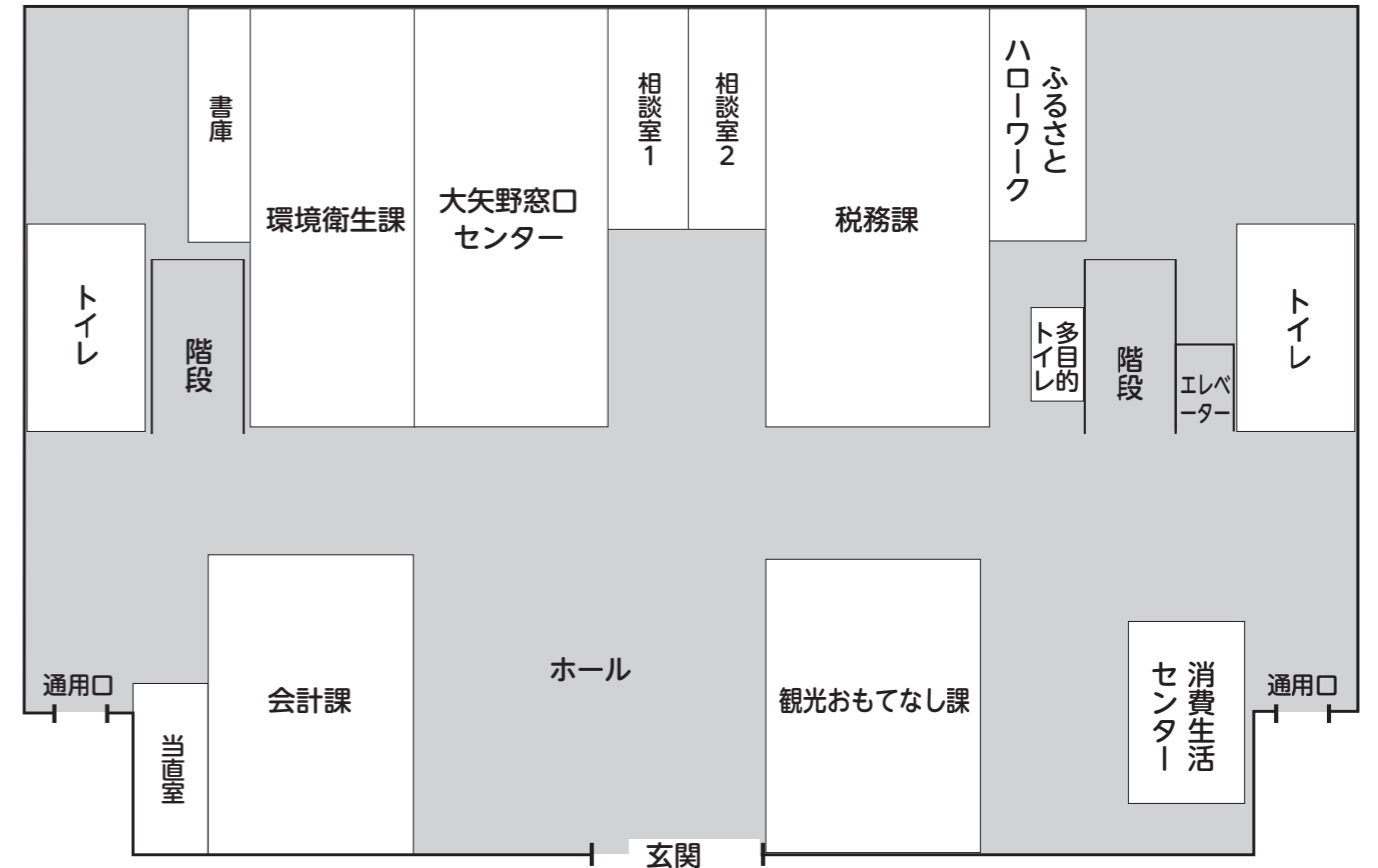
■選考方法 学校栄養教諭等専門家による選考会を開催し、入賞者を決定します。入賞作品は広報でお知らせするとともに入賞者には粗品を進呈します。

■入選作品 市内小中学校の給食献立に2学期から導入します。

■問合せ先 農林水産課農業振興係 ☎直通0964（26）5516

7月21日から大矢野庁舎1階の配置を変更します

来庁者に分かりやすく、使いやすいフロアにするため大矢野庁舎1階の関係課の配置替えを行います。



■問合せ先 監理課管財係 ☎0964（26）5533

法人番号などの公表

法人番号の指定を受けた法人などの基本3情報（①商号または名称、②本店または主たる事務所の所在地、③法人番号）がインターネット上（国税庁法人番号公表サイト）で公表され、マイナンバーとは異なり、利用範囲に制限がなく誰でも自由に利用が可能です。ただし、人格のない社団などは、あらかじめその代表者または管理者の同意があった場合のみ公表されます。国税庁法人番号公表サイトの情報は、法人などが商号または名称、本店または主たる事務所の所在地の変更の登記などを行うと随時更新されます。

対象の法人など

国税庁長官により、次の法人などに対して法人番号が指定されます。

- ①：国の機関
- ②：地方公共団体
- ③：会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- ④：①～③以外の法人または人格のない社団などであって、法人税・消費税の申告納税義務または給与などに係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる者
- ⑤：①～④以外の法人または人格のない社団などであって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長などに申告書・届出書などの書類を提出する者など一定の要件に該当する者で、国税庁長官に届け出た者

法人番号の通知

法人番号は、国税庁長官が法人などに書面で通知します。

設立登記法人には登記されている住所へ、設立登記法人以外の法人などで国税に関する法律に規定する届出書を提出している者には、当該届出書に記載された所在地へ通知されます。そのため、登記や、税務署への所在地情報の更新手続きが行われていない場合、更新前の所在地へ通知されますのでご注意ください。

法人番号は1法人に対して1番号のみ指定され、法人の支店や事業所などには指定されません（個人事業者にも指定されません）。

設立登記	なし	あり	なし	
	設立登記法人	設立登記のない法人	人格のない社団など	
法人格	あり	なし	なし	なし
	(商業登記) (法人登記) ・株式会社 ・一般社団法人、 ・合名会社 ・一般財団法人、 ・合資会社 ・公益社団法人、 ・合同会社 ・公益財団法人 ・学校法人 ・宗教法人 ・税理士法人 など	国の機関、地方公共団体および設立登記法人以外の法人または人格のない社団などであって、 ・給与支払事務所開設届出(所得税法第230条) ・内国法人設立届出(法人税法第148条) ・外国法人開設届出(法人税法第149条) ・収益事業開始届出(法人税法第150条) ・消費税課税事業者届出(消費税法第57条)を提出することとされている者 宿泊施設運営などの収益事業を行っている者 ・健康保険組合、国家公務員共済組合 保険代行業などの収益事業を行っている者 ・登記のない労働組合、同業者団体 外国会社など	税法上の特定の届出書 指定対象外 収益事業、給与支払、法定調査書提出義務、法定調査書告知義務のない外国会社などまたは人格のない社団など ・PTA、町内会、同好会、慈善団体など ボランティアで運営される人格のない社団が、出版物を発行し原稿料やデザイン料を支払うケース	

(注) 白部分は、特段、届出手続等を要することなく国税庁長官が指定（番号法第58条第1項）。
グレー部分は、上記要件（※1、※2）に該当する法人等が、国税庁長官に届け出ることにより指定（番号法第58条第2項）。

制度に関する問合せ先

■コールセンター（全国共通ナビ）
☎0570-20-0178
※受付時間 平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

法人番号に関する最新情報

国税庁のホームページをご覧ください。
[ホームページ]
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>

法人には法人番号が通知されます

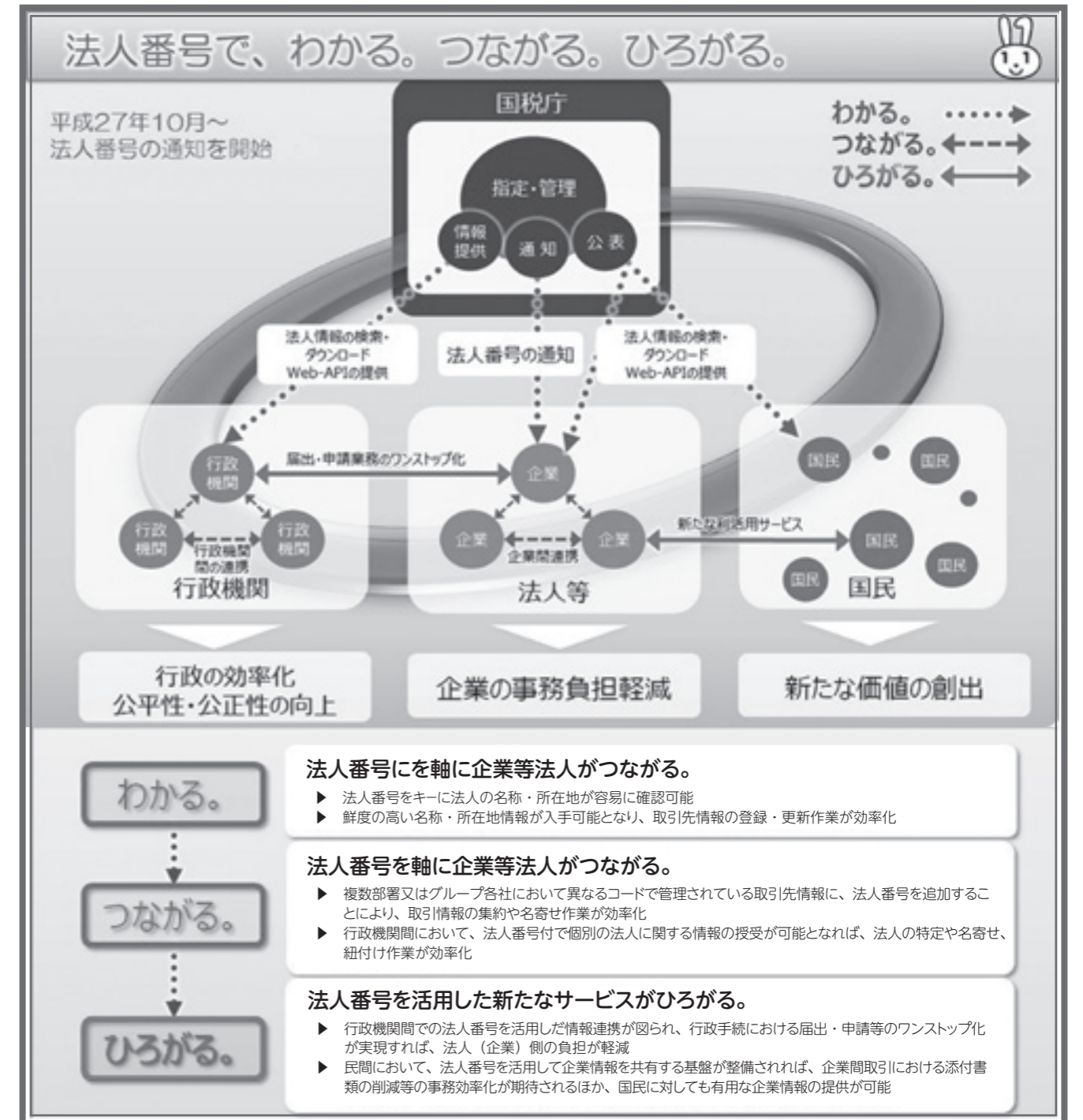
～マイナンバー制度が始まります～

マイナンバー制度導入に伴い、平成27年10月から、市民一人ひとりにはマイナンバー（個人番号）が、法人の皆さまには法人番号が通知されます。

法人番号とは

法人番号には、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するという番号法の基本理念と併せて、新たな価値の創出を図るといった目的があります。

また、法人番号は国税庁長官により指定される13桁の番号で、1法人に対し1番号のみ指定され、マイナンバー（個人番号）とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用可能な番号です。



工業用機械などの設備投資に係る割増償却制度の適用期限が延長されました



半島振興法の改正と平成27年度税制改正により、半島地域（上天草市全域）における国税に係る租税特別措置（工業用機械等の特別償却）が延長されるとともに、地方税の不均一課税に係る対象業種が拡充されました。

これは、半島地域の発展をはじめとする産業振興をより効果的に推進するために見直されたもので、市が策定した「上天草市産業振興促進計画」に即した投資を行った事業者は、所得税と法人税に係る租税特別措置（割増償却制度）が活用できます。

■租税特別措置の内容

(1) 対象業種、取得価額要件など

○製造業・旅館業

資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超 5,000万円以下	資本金5,000万円超
500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得など	1,000万円以下の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得など	2,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設

○農林水産物等販売業・情報サービス業など

500万円以上の取得など（資本金5,000万円超は新增設）

(2) 償却率 機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(3) 償却期間 5年間

(4) 適用期限 平成29年3月31日

※取得などとは、取得または製作もしくは建設を指します。建物およびその附属施設は、改修（増築、改築、修繕または模様替）のための工事による取得または建設も含まれます。

■租税特別措置を活用するための事務手続き

(1) 事業者は、税務申告前に指定の様式により、市に確認申請を行ってください。

※指定の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

業種	確認申請の受付部署
製造業	産業雇用創出課
農林水産物等販売業	農林水産課または産業雇用創出課
旅館業	観光おもてなし課
情報サービス業など	企画政策課情報推進室

(2) 市は、事業者が行った設備投資の内容が「上天草市産業振興促進計画」に適合したものであるかどうかを確認し、適合している場合は、事業者に確認書を発行します。

(3) 事業者は、確認書を税務申告の書類に添付した上で税務申告を行ってください。

■市が確認するポイント

○設備投資を行った事業者が属する業種

○工業用機械等の取得などが、市の産業の振興に寄与するものであること。

・設備投資（取得など）した場所

・設備投資（取得など）の時期

・資本金および取得価額（資本金などを確認できる書類、事業者が受領している取得価額が確認できる領収書など）

■問合せ先 企画政策課企画係 ☎0964 (26) 5511

ジュニアサッカー大会

■期日 9月26日(土)、27日(日)

■場所 松島総合運動公園

■参加資格 小学生で作るチーム

■参加費 3,000円（ただし、市サッカー協会に登録済みの団体は2,000円）

■競技方法 8人制のトーナメント戦（予選はリーグ戦）

■申込締切 9月11日(金)

■申込方法 申込用紙を、市サッカー協会事務局に提出
※詳しくは、市サッカー協会HPをご確認ください。

天草五橋道中踊り

天草を代表する「ハイヤ節」の軽快なリズムでお祭り会場一帯を踊る団体を募集します。※全チームに参加賞（5,000円）を授与します。今年は特別賞もあります。

■日時 9月26日(土)午後6時30分～

■場所 お祭り会場一帯

■参加資格 10人以上の団体

■申込締切 8月31日(月)

※講習会は9月上旬に開催予定

天草五橋祭 参加者募集



天草五橋開通の意義を永久に伝え、その恩恵に感謝するお祭りとして「第49回天草五橋祭」を9月26日(土)、27日(日)に合津港一帯で開催します。各種イベント参加者を募集しますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

■申込・問合せ先 天草四郎観光協会 ☎0964 (56) 5602

白龍船競漕大会

池島の龍伝説を彷彿させる白龍船(ペーロン)で速さを競う大会に出場する団体を募集します。

■日時 9月27日(日)午前9時～

■場所 合津港一帯

■コース 合津港から直線200mの折り返し(総延長400m)

■参加資格 1チーム13人で中学生以上

■種別 一般男子・女子の部、学生の部(小・中学生混合でも可)

■参加費 1チーム3,000円
※学生の部は無料

■申込締切 8月31日(月)

■賞金 優勝賞金25,000円
※市民のみの団体を対象に特別賞あり

魚のつかみ取り大会

■日時 9月27日(日)午前10時～

■場所 天草漁協松島支所前

■参加資格 小学生

■定員 260人(小学1、2年生の部130人、3～6年生の部130人)

■参加費 500円

※当日に整理券を配布します。



夏祭り情報



○龍ヶ岳夏祭り

地域密着型の夏祭り。カラオケや太鼓、抽選会、町民総踊りで賑わいます。また、海上から打ち上げられる大きな花火が水面に写ると感動も2倍。

■日時 8月14日(金) 午後5時30分～

■場所 東風留港

■問合せ先 商工会龍ヶ岳支所

☎0969 (62) 1151

○夏夢音HI-MEDDO夏祭り

歌手やアコースティックバンドをゲストに迎え、姫戸ひかり保育園和太鼓、もち投げ、町民総踊り、カラオケ大会、抽選会、精霊流し、打ち上げ花火などイベント盛りだくさん。

■日時 8月15日(土) 午後5時30分～

■場所 姫戸運動広場

■問合せ先 商工会姫戸支所

☎0969 (58) 2166

💡 「上天草市ふるさと観光大使」を募集します

- 主な活動
 - 五橋祭や天草パールラインマラソン大会などの市内イベントでの司会進行やおもてなし
 - テレビ、ラジオなどに出演し上天草市のPR活動
 - SNSを活用した市内イベント紹介やプロモーション
- 募集人数 2人
- 任期 任命を受けた日から2年間
- 待遇
 - 上天草市特別職の非常勤職員となります。
 - ユニフォームを無料貸与します。
 - 報酬（月額5,000円）と旅費などを市の規定により支給します。
- 応募資格
 - 市内に在住もしくは、市内に勤務または通学する18歳以上（平成27年4月1日現在）の人。ただし、高校生を除きます。
 - 大使の職務を支障なく遂行できる人（基本的に土、日、祝日の活動が可能。また、宿泊を伴う出張が可能で年間20回程度の活動に参加できる人）。
 - 市議会の議員でない人。
- 募集期間 8月14日（金）午後5時まで
- 1次選考 書類審査



- 最終選考 面接審査（大矢野庁舎）
 - ※1次選考合格者の希望日時を優先して決めます。
- 応募方法
 - 提出物 上天草市ふるさと観光大使応募用紙
 - ※応募用紙は、観光おもてなし課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
 - 提出先 〒869-3692 上天草市大矢野町上1514
 - 上天草市役所観光おもてなし課 観光振興係
 - 提出方法 郵送または持参
- 問合せ先 観光おもてなし課観光振興係
 - ☎0964 (26) 5512

💡 平成28年度上天草・宇城水道企業団新規採用職員募集

- 上天草・宇城水道企業団とは、地方公共団体（宇土市・宇城市・上天草市・天草市）によって組織された一部事務組合で、水道用水供給事業に関する事務を共同処理しています。
- 1次試験日 9月20日（日）
- 職種・採用予定人員・資格要件など
 - ※年齢資格要件などの詳細は、問合せ先までご連絡いただくか、企業団ホームページ（<http://kamiama-ukisuido.jp/>）をご覧ください。
- 受付期間および受付時間
 - 7月27日（月）～8月14日（金）午前8時30分～午後5時15分（土、日を除く）※当日消印有効
- 申込み・問合せ先 上天草・宇城水道企業団総務係 〒869-0445 宇土市浦田町97番地
 - ☎0964 (22) 6733

区分	職種	採用予定人員	勤務先
職務経験者	電気	1人程度	企業団事務局
	一般事務	1人程度	

💡 子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく

- 子育て世帯臨時特例給付金とは、消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施するもので、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給する人に対して児童1人につき3,000円を支給します。
- 支給要件
 - 支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給する人が対象です。
 - ※特例給付（児童を養育している人の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給する人は、対象となりません。
 - 対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
 - 支給額 対象児童1人につき3,000円
 - 基準日 平成27年5月31日
- 申請方法
 - 申請先 大矢野窓口センター（大矢野庁舎）、市民課（松島庁舎）
 - 姫戸・龍ヶ岳各統括支所、各出張所
 - ※公務員は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が上天草市にある人が対象です。所属庁から案内がありますので、申請書を所属庁に提出してください。
 - 申請期限 平成27年9月30日（水）
 - 提出書類 申請書（支給対象となる可能性のある児童手当受給者（公務員除く）に申請書を送付しています）
- 問合せ先 福祉課子育て支援係 ☎0969 (28) 3351



💡 上天草衛生施設組合職員採用（平成28年度採用）試験

■試験職種・採用予定人員など

区分	職種	採用予定数
高等学校卒業程度	一般事務	1人程度

■受験資格

昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業または平成28年3月末日までに卒業見込みの人

■受験手続

- 受付 7月27日（月）から8月14日（金）まで（土、日曜日を除く）の午前8時から午後5時15分に上天草衛生施設組合事務所で受け受けます（郵送の場合は8月14日（金）の消印有効）。
- 申込書の配布 7月27日（月）から上天草衛生施設組合事務局で配布します。郵送で請求する場合は、封筒の表に「上天草衛生施設組合職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2サイズ：24×33㎜以上）を同封の上、同組合に送付してください。
- 申込・問合せ先 〒861-7204 天草市有明町楠甫6030
 - 上天草衛生施設組合事務局 ☎0969 (54) 0374

■1次試験

- 日時 9月20日（日）午前8時30分集合
- 場所 上天草衛生施設組合

●国保税の計算方法は？

＜国保税の計算方法＞

国保税（年額）＝①医療分＋②支援分＋③介護分（40歳以上65歳未満の方）
 〈所得割〉 〈均等割〉 〈平等割〉

- ①医療分＝【課税標準所得×8.9%】＋【国保加入者×29,000円】＋【18,000円】
 - ②支援分＝【課税標準所得×2.5%】＋【国保加入者×10,000円】＋【3,000円】
 - ③介護分＝【課税標準所得×2.0%】＋【国保加入者×10,000円】＋【3,000円】
- ※課税標準所得とは、国保加入者の前年の所得から33万円を差し引いた額です。

●所得金額の少ない世帯の軽減世帯への軽減措置は？

所得金額の少ない世帯は、均等割と平等割について7割、5割、2割の軽減措置があります。申告が無い場合は、所得が確定できず軽減できません。所得が無い場合も申告が必要です。65歳以上の人の年金収入については15万円を控除した額です。

7割軽減世帯	33万円以下の世帯
5割軽減世帯	33万円＋（26万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者数）以下の世帯
2割軽減世帯	33万円＋（47万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者数）以下の世帯

<計算例1>軽減がない世帯

【世帯主】	【妻】	【子ども】	【子ども】
年齢 45歳	年齢 42歳	年齢 18歳	年齢 15歳
事業所得190万円(1)	給与所得 34万円(2)	所得 0円	所得 0円

軽減判定

世帯の合計所得 (1)＋(2)＝224万円→33万円＋(4×47万円)＝221万円以上 → 軽減なし

○課税標準所得

【世帯主】 所得190万円－基礎控除33万円＝157万円(3)

【妻】 所得34万円－基礎控除33万円＝1万円(4)

(3)＋(4)＝158万円

○税額の計算

①医療分 【158万円×8.9%】＋【4人×29,000円】＋【18,000円】＝274,620円

②支援分 【158万円×2.5%】＋【4人×10,000円】＋【3,000円】＝82,500円

③介護分 【158万円×2.0%】＋【2人×10,000円】＋【3,000円】＝54,600円

国保税年額 ①＋②＋③（それぞれ100円未満切り捨て）＝411,700円

<計算例2>5割軽減世帯

【世帯主】	【妻】
年齢 73歳	年齢 72歳
年金所得60万円(1)	年金所得 20万円(2)

軽減判定

世帯の合計所得 (1)－15万円＋(2)－15万円＝50万円→33万円＋(2×26万円)＝85万円以下 → 5割軽減該当

※65歳以上の年金所得は15万円がそれぞれ控除されます。

○課税標準所得

【世帯主】 所得60万円－基礎控除33万円＝27万円(3)

【妻】 所得20万円－基礎控除33万円 → 0円(4)

(3)＋(4)＝27万円

○税額の計算

①医療分 【27万円×8.9%】＋【2人×29,000円×0.5】＋【18,000円×0.5】＝62,030円

②支援分 【27万円×2.5%】＋【2人×10,000円×0.5】＋【3,000円×0.5】＝18,250円

③介護分 40歳から64歳までの加入者がいないため課税なし

国保税年額①＋②（それぞれ100円未満切り捨て）＝80,200円

●国保加入のみなさまへお願い

- ①疾病の早期発見により、重症化を防ぐため、年1回の特定健診を必ず受診しましょう。
- ②患者の負担を軽減し、医療費を抑制するためジェネリック医薬品を使用しましょう。

国民健康保険税の税率を改定します

■問合せ先

○国保税の改定に関すること 保健課国民健康保険係 ☎0969 (28) 3354

○国保税の課税に関すること 税務課市民税係 ☎0964 (26) 5519



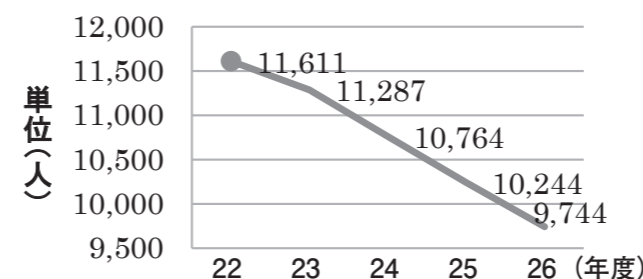
●なぜ改定するの？

国民健康保険（以下、「国保」）は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるよう、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

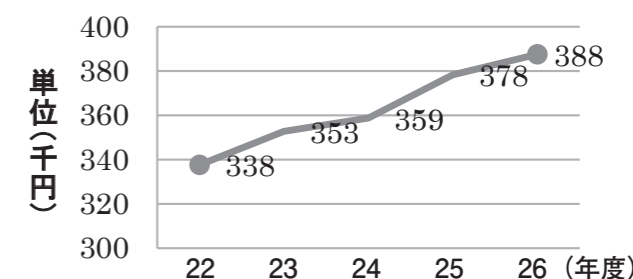
国保加入者の減少、減収による歳入の減少や、医療技術の発達、高度化による医療費の増加などにより財政状況は厳しくなっており、現在も一般会計から法定外繰入金を繰り入れながら運営しています。

今回、安定した国保運営をするために税率などを改定しました。今後も2年に1度税率などの改定を予定しています。

◆被保険者数の推移



◆一人当たり医療費の推移



●平成27年度からの税率はどうなるの？

主な内容として、①基礎課税額（医療分）に係る資産割の廃止、②所得割税率の引き上げ、③均等割額の引き上げを行いました。

税率等の改定内容		改定前	改定後
①基礎課税額（医療分） 【75歳未満】 ※病気やケガなどの医療に要する費用に充てるもの	所得割	8.3%	8.9%
	資産割	35%	0%
	均等割	24,000円	29,000円
	平等割	20,000円	18,000円
②後期高齢者支援金等課税額（支援分） 【75歳未満】 ※後期高齢者医療の医療費を負担するもの	所得割	2.3%	2.5%
	均等割	7,500円	10,000円
③介護納付金課税額（介護分） 【40歳以上65歳未満】 ※介護保険に要する費用を負担するもの	所得割	1.2%	2.0%
	均等割	9,000円	10,000円
	平等割	4,000円	3,000円

○所得割…世帯の国保加入者の所得（33万円を控除）に応じて計算

○均等割…世帯の国保加入者数に応じて計算 ○平等割…1世帯当たりの額

💡平成27年8月から介護保険制度が変わります

平成27年度介護保険法の改正により、平成27年8月から利用者負担割合や高額介護サービス費の上限額などの一部見直しが行われます。

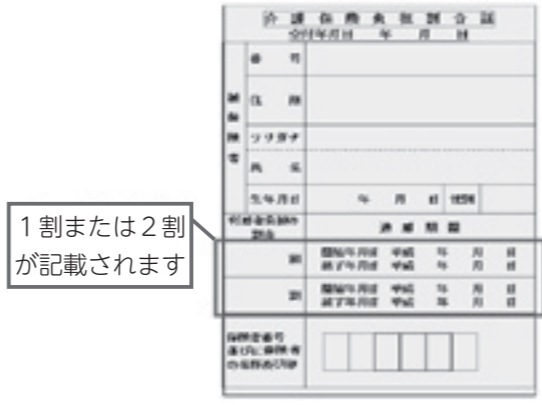
1 一定以上の所得のある人は介護保険サービス利用時の自己負担割合が2割になります

【2割負担となる人】

65歳以上（第1号被保険者）の人で、合計所得金額が160万円以上の人です（単身で年金収入のみの場合、年収280万以上）
ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

【負担割合証】

要介護・要支援認定を受けた人は、毎年6~7月頃に、市から負担割合が記された証明書（負担割合証）が交付されます。この負担割合証は介護サービスを利用するときに必要になりますので、介護保険被保険者証と一緒に保管してください。



2 食費・部屋代の負担軽減の基準が変更されます

介護保険3施設（特養、老健、療養型）やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人による負担が原則ですが、低所得者については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

平成27年8月からは、在宅で暮らす人や保険料を負担する人との公平性を更に高めるため、食費・部屋代は、一定額以上の預貯金などの資産をお持ちの人などにはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

【変更点】

これまででは、負担軽減の申請後、本人および同一世帯の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは、次の要件を追加します。

- ① 配偶者が市町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同じかどうかは問わない）
- ② 預貯金などの金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする。

配偶者がいる人：合計2,000万円
配偶者がいない人：1,000万円

利用者負担段階と負担限度額については、介護保険のパンフレットなどをご参照ください。

3 高額介護サービス費の基準が変更されます

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1カ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、越えた分が払い戻されます。一般的な所得の人の負担の上限は37,200円です。

特に所得の高い現役並み所得相当の人がいる世帯は、相応のご負担をお願いするため、負担の上限が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。

区 分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	44,400円（世帯）＜新設＞
世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている人	37,200円（世帯）
世帯の全員が市町村民税を課税されていない人	24,600円（世帯）
・ 老齢福祉年金を受給している人 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の人など	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している人など	15,000円（個人）

■問合せ先 高齢者ふれあい課保険給付係 ☎0969 (28) 3377

💡8月は児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の現況届を



「児童扶養手当」および「ひとり親家庭等医療費助成」は、毎年8月1日現在の現況届を提出しなければなりません。8月中の提出が無いと、8月分以降の受給ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。なお、現在所得制限により手当が支給停止になっている人も8月分以降の支給の対象となる場合がありますので、必ず手続きをしてください。

※児童が市外の高等学校や中学校などに進学をしている場合は、「児童の属する世帯の住民票謄本」や「在学証明書」、「児童の保険証」が必要になります。

■児童扶養手当

○支給の対象 父または母のいない児童や、一定の障がいのある父または母を持つ児童を監護している者（父または母）、または父または母に代わってその児童を扶養している者（養育者）

○児童扶養手当の額

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,000円	41,990円～9,910円

※2人目 5,000円加算

※3人目以降1人増すごとに3,000円加算

○申請に必要なもの 郵送される現況届および課税情報の確認に係る同意書、印鑑、健康保険証（世帯全員分）の写し、受給者名義の通帳

○公的年金との併給

平成26年12月から児童扶養手当額より公的年金の額が少ない場合、その差額分を受け取れるようになりました。公的年金を受けている人および申請中の人は、年金受給状況届および公的年金等受給証明書が必要になります（すでに、併給者として認定されている人は除く）。

▽一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の紙）が送付された人へ

※この届出書は、手当の支給開始月から起算して5年または手当の支給要件に該当する月から起算して7年を経過した人、もしくは一番下の児童が3歳に達した月から起算して5年を経過した人に送付されています。

※この届出書は、現況届の際に毎年提出をする必要があります。

○添付書類 雇用証明書または自営業従事申告書、もしくは求職活動等申告書が必要となります。この届けを提出しないと、8月分以降の支給金額が2分の1になる場合があります。

■ひとり親家庭等医療費助成

○支給の対象 死別や離婚などの理由で母子・父子家庭となった母や父と、その人が扶養する児童または父母のいない児童（※児童扶養手当制度一部支給制限の所得基準以上の人および児童は該当しない）

○助成の額 保険診療費における一部負担金の3分の2

○申請に必要なもの 郵送したひとり親家庭等医療費受給資格（更新）申請書（※同封されていない人は現況届出時にお伝えください）、印鑑、健康保険証（世帯全員分）の写し、受給者名義の通帳

■問合せ先 子育て支援係福祉課 ☎0969 (28) 3351（ダイヤルイン）



平成27年国勢調査を実施します

■国勢調査とは？

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、統計法という法律に基づいて、5年に一度実施します。

■調査期日と調査対象

平成27年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人を含む。）と世帯が対象です。

■調査内容

「男女の別」、「出生の年月」、「就業状態」、「従業地又は通学地」、「住居の種類」など17項目。

■調査方法

○インターネットでの回答

平成27年国勢調査では、インターネットでの回答ができるようになりました。9月上旬ごろから、国勢調査員が各世帯を訪問して、「インターネット回答の利用案内」を配布しますので、受け取ったIDを使用してパソコンやスマートフォンからインターネットに接続して回答できます。

○紙の調査票での回答

9月下旬ごろから、インターネットでの回答がなかった世帯を調査員が訪問し、紙の調査票を配布します。記入した調査票は、調査員への手渡し、または郵送で提出できます。

■かたり調査にご注意ください。

「かたり調査」とは、統計調査を装い、世帯から家族構成や収入などの情報を不正に聞き出そうとする行為のことです。「かたり調査」を未然に防止するため、以下の点にご注意ください。

- 調査員は総務大臣から任命されており、顔写真付きの調査員証を身につけています。
- 調査票の記入・回収にあたって、皆さまに金品などを要求することは絶対にありません。
- 統計調査をかたる不審な電話や訪問がありましたら、企画政策課までご連絡ください。

■ご協力をお願いします

国勢調査の結果は、福祉や防災などのさまざまな施策や学術、教育、民間など各方面で利用されています。また、国から上天草市に配分される交付税の算定に反映されるなど、とても重要な調査です。ぜひ、国勢調査にご協力をお願いします。





■問合せ先 企画政策課まちづくり・統計係 ☎0964 (26) 5539



民生委員・児童委員の日

市には、厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員（88人）と主任児童委員（9人）が、常に住民の立場にたって、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。

それぞれの民生委員・児童委員が生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなどに取り組んでおり、近年は、児童虐待の防止や不登校・ひきこもりの課題にも積極的に対応しています。

■大矢野町：PRキャンペーン (5月12日(火)) 大矢野町の協議会が作成したポケットティッシュとPRカードをAコープ、キャモン、さんぱーで配布。 	■松島町：ひとり暮らし高齢者へちらし寿司の配布 (5月14日(木)) 松島町の協議会では、ちらし寿司を作り、松島町在住の70歳以上のひとり暮らしの人（254人）へ配付。 
■姫戸町：ひとり暮らし高齢者の集い (5月18日(月)) 姫戸町の協議会では、姫戸町老人福祉センターで姫戸町のひとり暮らしの高齢者（53人）を対象に、簡単な体操やゲームで交流。その後、昼食会を実施。 	■龍ヶ岳町：鯉のぼりの掲揚 (4月10日(金)、18日(土)) 子どもたちの健やかな成長を願い、龍ヶ岳町の協議会で龍ヶ岳町の保育園3園（大道、高戸、樋島）に鯉のぼりを掲揚。 



天草広域連合火災予防条例が改正されました

2013年8月15日に起こった福知山花火大会の火災事故を教訓として、催し会場での火災予防条例が改正されました。

■催しで露店などを開設する際の届け出

多くの人々が集合する催しで、対象火気器具などを使用する露店、屋台、その他これらに類するものを開設する場合は、あらかじめ、その旨を消防署に届け出なければなりません。届出は露店などを開設する人または催しの主催者が行います。

■対象火気器具等の種類

コンロ、発電機、ガスボンベ、グリドル、焼き鳥機、七輪など

■当日は消火器の準備をしてください

消火器は、対象火気器具ごとに1本以上設置してください。

※対象火気器具の設置者が同一で、1つの消火器から対象火気器具までの距離や経路について、一定の条件を満たせば、複数の対象火気器具に消火器を1本準備すればよい場合もあります。詳細は、管轄の消防署へご確認ください。

■問合せ先 天草広域連合消防本部予防課 ☎0969 (22) 3305 (直通)



公文書開示請求に対する決定などの状況を公表します

平成17年に施行された上天草市情報公開条例に基づき、市民の知る権利を尊重し、行政のもつ公文書を積極的に公開しています。平成26年度の開示請求状況は次表のとおりです。

■平成26年度

区分	請求に対する決定等件数	請求に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	25	20	4	0	1	0	0

■問合せ先 総務課総括係 ☎0964 (26) 5526

棚田ツアーを開催しました

5月31日に龍ヶ岳町大作山で棚田ふれあい探訪ツアーを開催しました。

このツアーは、洪水防止や水資源の確保など棚田の持つ多くの機能やその重要性を広く知ってもらうため、地域の協力を得ながら平成12年度から毎年開催している催しで、今年で16回目となりました。

今年は県内在住の親子12組40人が参加し、さつまいもの苗植え付け体験を行いました。参加した子どもたちは、時折出没するカエルやトカゲに喚声を上げつつ、大作山集落の山崎司さん手作りの植え付け棒を使って、苗を丹念に植え付けていました。

農業体験の後は、市の農林水産物を使ったパーベキューと棚田米を使った昼食や、ミュージアム天文台でのプラネタリウム鑑賞、山頂広場での散策などを楽しんで帰路につきました。

今秋には、今回植え付けを行った畑で芋掘り体験ツアーを開催する予定です。



わんぱくざかり



松島町

くぐ ともひろ
久具 朋弘くん
よしひろ
佳弘くん

(平成25年5月21日生)

- **パパ** 久具 尚貴さん
- **ママ** 愛未さん



◆保護者から

おしゃべり♪ダンス♪色んなことが出来るようになったね♡

発行・編集 / 上天草市総務課 千869-3692 上天草市大矢野町上1514
TEL 0964-56-1111 FAX 0964-56-4972
ホームページアドレス: http://www.city.kamiimakusa.kumamoto.jp/

かわいい子どもの写真を募集しています!

上天草市に在住している0~5歳のお子さんで①住所②子どもの氏名③ふりがな④生年月日⑤保護者の氏名⑥子どもに対するコメント(30字以内・どなたからでも結構です)の連絡先を添えて上天草市総務課秘書広報係(千869-3692 上天草市大矢野町上1514)まで送ってください。なお、写真の裏面には、お子さんのお名前を記入してください。応募多数の場合は、先着順に掲載となりますのでご了承ください。
※原則お写真の返却はいたしませんのでご了承ください。

市役所の開庁時間

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
(ただし、祝・休日、年末年始を除く)



上天草市HP

編集後記
▽皆さん、健康ですか。いつまでも元気でいるためには、定期的に健康診断を受けることが第一歩だと思います。私も去年から、人間ドックを受診しているのですが、最後に生活習慣の改善のアドバイスをしてもらえます。健康管理は誰もしてくれません。自分の健康は自分で守らなといけませんね。(一)
▽今月からLINEの上天草市公式アカウントを開設し、7月3日時点の友だち追加が400人を超えました。登録していただいた方、本当にありがとうございます。登録していただきます。今後、色々な情報を掲載していきますので、まだ登録していらない方は、友だち追加をお願いします!!(ニ)